

令和5年第1回定例会

# 階上町議会会議録

令和5年 3月 3日開会

令和5年 3月10日閉会

階上町議会

# 令和5年第1回階上町議会定例会会議録目次

## ○第1号 3月3日（金曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
提案理由説明（議案一括上程）	4
休会期間の決定	13
散会の宣告	14

## ○第2号 3月7日（火曜日）

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	15
説明のため出席した者の職氏名	16
職務のため出席した者の職氏名	16
開議の宣告	17
一般質問	17
上道二三男君	17
大下修君	22
休会期間の決定	36
散会の宣告	36

## ○第3号 3月9日（木曜日）

議事日程	38
本日の会議に付した事件	39
出席議員	39
欠席議員	39
説明のため出席した者の職氏名	39
職務のため出席した者の職氏名	40
開議の宣告	41
議案第1号議題、質疑、討論、採決	41
議案第2号議題、質疑、討論、採決	41
議案第3号議題、質疑、討論、採決	42
議案第4号議題、質疑、討論、採決	43
議案第5号議題、質疑、討論、採決	43
議案第6号議題、質疑、討論、採決	44
議案第7号議題、質疑、討論、採決	44
議案第8号議題、質疑、討論、採決	45
議案第9号議題、質疑、討論、採決	46
議案第10号議題、質疑、討論、採決	46
議案第11号議題、質疑、討論、採決	47
議案第12号及び議案第16号一括議題、質疑、討論、採決	47
議案第13号及び議案第15号一括議題、質疑、討論、採決	48
議案第14号議題、質疑、討論、採決	49
議案第23号議題、質疑、討論、採決	49
散会の宣告	50

○第4号 3月10日（金曜日）

議事日程	51
本日の会議に付した事件	51
出席議員	51
欠席議員	52
説明のため出席した者の職氏名	52
職務のため出席した者の職氏名	52
開議の宣告	53
議案第17号議題、質疑、討論、採決	53
議案第18号及び議案第22号一括議題、質疑、討論、採決	71

議案第19号及び議案第21号一括議題、質疑、討論、採決	72
議案第20号議題、質疑、討論、採決	74
陳情第1号議題、委員長報告、質疑、討論、採決	74
議会案第1号議題、採決	76
議会案第2号議題、採決	76
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	77
町長挨拶	77
閉会の宣告	78
署名議員	79

令和5年第1回階上町議会定例会会議録

(第1号)

令和5年3月3日(金曜日)

# 令和5年第1回階上町議会定例会

## 議事日程第1号

令和5年3月3日午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 提案理由説明

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員（14名）

1番	畑山真也君	2番	小坂正年君
3番	下沢育男君	4番	大下修君
5番	小松雅彦君	6番	上道二三男君
7番	長根岩夫君	8番	森榮吉君
9番	濱谷貴樹君	10番	松尾國治君
11番	林貢君	12番	大江和夫君
13番	郷州公典君	14番	百目木和俊君

### 欠席議員（0名）

### 説明のための出席者

町長	荒谷 憲輝 君	副町長	澤田 充 君
教育長	丸岡 博 君	総務課長	濱浦 幸夫 君
総合政策課長	地代 所誠 君	税務課長	佐京 実 君
町民生活課長	大谷 地尚子 君	すこやか健康課長	平戸 由紀子 君
介護福祉課長	中屋 敷司 君	産業振興課長	西山 圭一 君
建設課長	上 静 志 君	教育課長	濱浦 孝子 君
会計管理者	日影 百合子 君	代表監査委員	三上 孝八 君

#### 職務のための出席者

議会事務局長	茨島 俊行 君	庶務 G L	下平 有香 君
総務課主査	程熊 嘉寛 君		

---

## ◎開会及び開議の宣告

### ○開会の宣告

午前 10 時 00 分

### ○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（百目木和俊君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、令和 5 年第 1 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

## ◎会議録署名議員の指名

○議長（百目木和俊君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、2 番小坂正年君、3 番下沢育男君を指名いたします。

---

## ◎会期の決定

○議長（百目木和俊君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 10 日までの 8 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 3 月 10 日までの 8 日間と決定いたしました。



---

### ◎諸般の報告

○議長（百目木和俊君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和3年12月定例会で採択した請願の処理の経過及び結果についてであります。配付のとおり報告がありましたので、ご了承願います。

---

### ◎提案理由説明

○議長（百目木和俊君） 日程第4、この際、議案第1号 階上町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての件から、議案第23号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についての件まで23件を、一括して上程いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。（町長登壇）

本日ここに、令和5年第1回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。審議の参考に供したいと思っております。

議案第1号 階上町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の事項を定めるため提案するものであります。

議案第2号 階上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、情報公開及び個人情報保護制度における整合を図るものについて、所要の改正をするため提案

するものであります。

議案第3号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、階上町監査委員に関し、所要事項を定めるため提案するものであります。

議案第4号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、階上町会計年度任用職員の給料月額を改めるため、提案するものであります。

議案第5号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第6号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第7号 階上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第8号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改正するため、提案するものであります。

議案第9号 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第10号 階上町防災基本条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。本案は、個人情報保護に関する法律の一部改正及び階上町個人情報保護条例の廃止に伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第11号 令和4年度階上町一般会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。本案は、既定の予算総額にそれぞれ363万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億7,872万7千円とするものであります。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、県支出金78万3千円、繰入金1億2,960万3千円等を

減額し、地方交付税 6,484 万 8 千円、国庫支出金 2,549 万 5 千円等を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 1,894 万 6 千円、衛生費 3,925 万 1 千円等を減額し、民生費 353 万 2 千円、土木費 7,508 万 1 千円等を追加するものであります。歳出のうち、国の第 2 次補正予算に盛り込まれた、防災・減災、国土強靱化の推進に係る経費として、耳ヶ吠・寺下線外舗装補修工事 9,510 万円等を計上しております。

次に、第 2 表債務負担行為補正であります。指定管理者制度導入に伴う、住民集会所の指定管理料及び、小規模事業者が日本政策金融公庫から借り入れした際に生じた利子を町が補給するものについて、変更するものであります。

次に、第 3 表繰越明許費であります。耳ヶ吠・寺下線外舗装補修工事等で、令和 4 年度に完了が困難なものについて、令和 5 年度に繰り越しするものであります。

次に、第 4 表地方債補正であります。既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第 1 2 号 令和 4 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号についてご説明申し上げます。本案は、既定の予算総額にそれぞれ 754 万 6 千円を追加し、歳入歳出の総額を 15 億 4,757 万 2 千円とするものであります。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、県支出金 424 万 9 千円、繰入金 322 万 8 千円等を追加するものであります。歳出につきましては、保健事業費 21 万 3 千円を減額し、保険給付費 318 万円、予備費 457 万 4 千円等を追加するものであります。

議案第 1 3 号 令和 4 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。本案は、既定の予算総額から、それぞれ 193 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4,952 万円とするものであります。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、町債 160 万円等を減額し、繰入金 27 万 6 千円を追加するものであります。歳出につきましては、総務費 154 万 7 千円等を減額し、公債費 33 万 4 千円を追加するものであります。次に、第 2 表地方債補正であります。これは事業費変更に伴う、既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第 1 4 号 令和 4 年度階上町介護保険特別会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。本案は、既定の予算総額から、それぞれ 593 万 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 13 億 9,712 万 6 千円とするものであります。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、保険料 306 万 9 千円、国庫支出金 230 万円、支払基金交付金 72 万 1 千円、繰入金 42 万 1 千円を減額し、県支出金 57 万 6 千円等を追加するものであります。歳出につきましては、地域支援事業費 721 万 7 千円、予備費 281 万円を減額し、保険給付費 409 万円等を追加するものであります。

議案第15号 令和4年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第4号について、ご説明申し上げます。本案は、既定の予算総額から、それぞれ2,347万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億1,924万9千円とするものであります。第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、町債2,020万円等を減額し、分担金及び負担金473万1千円等を追加するものであります。歳出につきましては、公共下水道事業費1,580万5千円等を減額するものであります。次に、第2表繰越明許費であります。公共下水道事業等で、令和4年度に完了が困難なものについて、令和5年度に繰り越しするものであります。第3表地方債補正であります。既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第16号 令和4年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算第4号について、ご説明申し上げます。本案は、既定の予算総額から、それぞれ614万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億6,672万7千円とするものであります。第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、保険料489万8千円、繰入金103万円、諸収入21万8千円を減額するものであります。歳出につきましては、総務費8万7千円、後期高齢者医療広域連合納付金583万5千円、保健事業費22万4千円を減額するものであります。

次に、令和5年度当初予算編成に当たっての所信について、申し述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大から、約3年が経過いたしました。現在、本町においては、5回目のワクチン接種を行っているところですが、町民の皆様におかれましては、引き続き、感染防止対策にご協力をいただいていることに、心から感謝を申し上げますとともに、町の集団接種等に從事していただいた、医療関係者の皆様におかれましては、町民の健康と生命を守るという使命をもって、その業務に取り組んでいただいたことに、改めて深く敬意を表し、感謝申し上げます。

政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについて、5月8日に、現在の2類相当から5類感染症へ移行することとしており、今後は、これまでのコロナ禍を乗り越え、社会経済活動の正常化に向け、政策を展開していくとされているところです。しかしながら、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が長期化する中、食料価格の高騰や、エネルギー価格の高騰など、世界的な景気の後退が懸念されており、日本経済正常化への大きなリスク要因となっている、としています。

一方で、町では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などを踏まえ、町の特色や実情に応じ、自主的・主体的に、地方創生の取り組みを推進してまいりました。また、現在、全ての行政区において、「第2次協働のまちづくり地区計画後期計画」を策定しており、3月末には公表されることとなっております。まちづくり地区計画は、

それぞれの地区の総意であり、その施策も多種多様ですが、地域力の更なる向上のため、これまでと同様に、協働のまちづくりを推進してまいります。

昨年12月には、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定され、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタルやオンラインの活用が急速に進んだことで、地域においても、あらゆる分野でデジタル技術を有効に活用し、強力で推進することが求められています。

今後、行政サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、こうした流れに乗り遅れることなく、デジタルの力を活用し、町の魅力を生かしながら、地方創生の取り組みを加速化していくことが重要であります。少子化による人口の減少、高齢化社会の進展による社会保障費や扶助費の増加、さらには、老朽化による公共施設の維持費の増加など、地方財政は厳しさを増しておりますが、持続可能な町政運営に努め、結婚・出産・子育ての支援の充実を図り、町民が、生きがいを持てる活力のあるまちづくりをめざして、次の施策に重点を置き予算編成をいたしましたので、その主な施策について、ご説明申し上げます。

1つ目は、『子育て支援の拡充と少子化対策』に対する施策であります。コロナ禍の影響や、原油価格・物価高騰等の影響を受ける保護者の、経済的負担を軽減し、支援するため、小・中学校の給食費完全無償化を引き続き、実施いたします。また、子ども医療費給付事業では、これまで中学生までとしていた対象を、高校生までに拡大することとし、保護者の所得制限を設けず、通院及び入院費の窓口負担分の助成を行います。3歳児健康診査については、視覚スクリーニング検査をするための機器を導入し、弱視等の早期発見・早期治療につなげます。

結婚新生活支援事業では、39歳以下の新婚世帯の引っ越し費用など、新生活のスタートアップに係る費用の支援を引き続き実施し、29歳以下の夫婦については、支援内容を拡充し、実施します。妊娠届け出時から妊婦及び子育て家庭に対し、伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届けや出産届を行った妊産婦等に対し、合わせて10万円を給付する、出産・子育て応援給付金事業を引き続き実施します。

2つ目は、『デジタル化の推進』に対する施策についてであります。これまで、国の「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」の方針を踏まえながら、町計画の策定を進めてまいりました。マイナンバーカード普及事業につきましては、申請会場を町内の各地区や事業所に設けるなど、申請受付や交付の促進に重点的に取り組んできたところです。このような取り組みに対する、町民や事業主の皆さまからのご協力により、おかげさまで、今般、マイナンバーカードの申請率が国で示す基準を満たしたことに伴い、デジタル田園都市国家構想交付金の活用が可能となったことから、令和5年度から、マイナンバーカード行政サービスオンライン化事業を実施しま

す。

この事業は、マイナンバーカードを用いて、全国のコンビニエンスストア等で、住民票や戸籍、印鑑登録証明書などの交付が可能となるシステム等を導入し、庁舎窓口には、証明書の申請機を設置することで、新たな行政サービスを実現するものです。さらに、転入などの異動手続きの時間短縮と、窓口の混雑緩和のため、異動受付支援システムを導入することで、書かない窓口を実現し、町民の皆さまの利便性向上につなげてまいります。

3つ目は、『商工観光・農林漁業の推進』に対する施策についてであります。令和5年度は、本町において、「巨木を語ろう全国フォーラム青森・階上大会」を開催いたします。昨年10月、今年度の開催地であった東京都三宅島に赴き、大会旗を引き継いでまいりました。フォーラムでは、階上町の巨木をめぐり、歴史文化の継承による地域の宝を再認識し、木に関わる人々のつながりを深め、階上町の魅力を全国に発信します。また、コロナ禍により、3年間中止となっていた、「はしかみ臥牛山まつり」や「はしかみいちご煮祭り」を3年ぶりに開催いたします。コロナ禍で落ち込んだ地域経済の活性化と、元気な階上町を取り戻す起爆剤としてイベントを復活させ、町の産業振興と観光振興につなげてまいります。

次に、林業の振興ですが、令和元年度から交付されている森林環境譲与税について、これまで、基金に積立てをし、活用方法を検討してまいりました。令和5年度から、この財源を活用し、県南地域で親しみのある赤マツ材を使用した、児童用の机といすを、町内全小学校に整備する、はしかみ緑の学び舎プロジェクト事業を実施し、町の宝である子どもたちの、学習環境の向上と林業への理解の促進を図ります。また、様々な事情により管理できない森林が多いことが全国的な問題となっており、温室効果ガス排出削減や自然災害防止を図るため、森林の整備が必要不可欠であることから、町においても令和5年度から、森林の整備に取り組んでいくため、「森林経営管理推進協議会」を設置し、意向調査の実施や対象森林の特定、整備の方針などを検討していくこととしております。

4つ目は、『公共施設の長寿命化推進と防災・減災対策』に対する施策についてであります。「階上町公共施設等総合管理計画」、「階上町公共施設等個別施設計画」及び「階上町学校施設長寿命化計画」に基づき、長期的な視点による、公共施設の長寿命化を図るため、老朽化の度合いや利用頻度などを総合的に勘案し、石鉢小学校の大規模改修の実施に向け、建物の耐力や、経年劣化による機能の低下などを総合的に調査し、長寿命化を図っていくため、校舎及び体育館の耐力度調査を実施します。

また、町民体育館については、老朽化によるトイレの故障や臭い対策及び避難所

としての機能強化を図るため、トイレの洋式化やバリアフリー化等の改修工事を行います。蒼前集会所については、外壁や室内の塗装工事、クロスの貼替等を実施し、施設の長寿命化を図ります。土砂災害警戒区域に隣接する、第5分団屯所については、老朽化対策と安全な場所への移転のため、令和5年度は防災対策事業債を活用し、不動産鑑定及び用地測量を実施します。

以上、令和5年度予算編成の4つの主な重点施策に加え、令和3年12月に請願のあった、燃やせるゴミの収集日を週2回に戻すことについて、町廃棄物減量等委員会のご意見を踏まえ、令和5年度から町内全域において、週2回の収集期間を1か月前倒しし、5月から9月までとすることで、衛生環境の向上を図ります。

また、令和8年度に開催される、第80回国民スポーツ大会の自転車ロードレース、フロアボールを本町において、実施することが決定しており、令和5年度は、横断幕やのぼり旗を作成・設置し、全町民参加のイベントとしての位置づけを、周知してまいります。

今年度、階上町企業誘致条例の一部改正を行い、新たな手法による企業誘致を実施し、1社の誘致が実現できました。来年度は、地域の活性化や就業場所の確保の推進を、更に進めるため、県及び関係機関との連携を密にしながら、企業誘致を進めてまいります。

最後に、財政状況についてであります。令和5年度当初予算においても、財政調整基金からの取崩しに頼らざるを得ない状況で、次年度以降も健全な財政運営を行うため、行政評価などによる事業の見直しを進めるほか、財政の健全化と予算の選択と集中を効果的に進めてまいります。

階上町の未来を担う子どもたちはもちろん、年齢や性別、障害の有無を問わず、全ての方が自分らしく豊かな人生を送り、活躍することができる町づくりのため、「夢未来 創造 心ひとつに 新しい時代」に向け、ウィズコロナに向けた町政を進めてまいりますので、町民の皆さま並びに議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、所信表明といたします。

それでは、議案第17号 令和5年度階上町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ54億5,000万円と決めました。前年度の当初予算と比較しますと、率で1.3%、額で7,000万円の減であります。

それでは、第1表歳入歳出予算の主なものについて、ご説明申し上げます。

はじめに、歳入であります。町税は、前年度比0.3%増の10億3,421万1千円を計上いたしました。地方交付税は、国の地方財政計画を勘案した上で、普通交付税を20億5,000万円、特別交付税を1億3,000万円とし、合わせて、前年度

と同額の 21 億 8,000 万円を計上いたしました。繰入金は、一般会計の不足分に充当するため、財政調整基金から 3 億 6,398 万 8 千円等、前年度比 38.0%増の 3 億 9,789 万 5 千円を計上いたしました。町債は、農業用ため池緊急浚渫推進事業債 2,180 万円、町民体育館トイレ改修事業債 4,560 万円、臨時財政対策債 3,600 万円等、合計で 1 億 4,070 万円を起こすものであります。

次に、歳出であります。総務費は、選挙費に、県議会議員一般選挙、町議会議員一般選挙並びに県知事選挙に係る経費 4,666 万 7 千円、地方創生費に、マイナンバーカード行政サービスオンライン化事業に係る経費 7,596 万 6 千円等を計上しており、構成比 22%の 11 億 9,765 万 4 千円としております。

民生費は、社会福祉費に、自立支援給付費 3 億 305 万 2 千円、老人福祉費に、後期高齢者医療療養給付費負担金 1 億 3,210 万 7 千円、児童福祉費に、子どものための教育・保育給付費 4 億 8,329 万 3 千円等を計上しており、構成比 30.6%の 16 億 6,600 万 2 千円としております。

衛生費は、保健衛生費に、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費 722 万 6 千円、季節性インフルエンザ任意予防接種助成事業をはじめとする、各種予防接種委託料 3,500 万円、妊産婦及び乳幼児へのきめ細やかな支援を行うための母子包括支援事業に係る経費 1,021 万 4 千円等を計上しており、構成比 7.1%の 3 億 8,694 万 6 千円としております。

農林水産業費は、農業費に、臥牛山まつりやいちご煮祭りを開催するための経費として、はしかみ産業振興委員会補助金 800 万円、田端ため池の治水機能を保全するための農業用ため池緊急浚渫推進事業費 2,190 万円、林業費に、森林環境譲与税基金を充当して実施する、林業振興事業等 228 万 7 千円、水産業費に、小舟渡漁港施設機能強化事業費 1,460 万円等を計上しており、構成比 4.4%の 2 億 3,748 万 5 千円としております。

商工費は、巨木全国フォーラム事業費として 100 万円等を計上しており、構成比 0.7%の 3,808 万 9 千円としております。

土木費は、道路橋梁費に、第 2 次協働のまちづくり地区計画の対象路線の整備を含む、道路維持工事費 6,000 万円、私道整備等特別対策補助金 861 万 3 千円等を計上しており、構成比 8.8%の 4 億 8,270 万 7 千円としております。

消防費は、第 5 分団屯所移転新築事業の不動産鑑定及び用地測量に係る経費 195 万 1 千円等を計上しており、構成比 0.7%の 3,782 万 3 千円としております。

教育費は、教育総務費に、石鉢小学校の校舎、体育館等の長寿命化改修の可否を判断するための耐力度調査に係る経費 942 万 9 千円、赤保内小学校及び道仏小学校のスクールバス運行委託料 2,214 万 2 千円、老朽化に伴う道仏小学校のボイラー改修



を含む、小・中学校補修等工事 1,320 万 5 千円、町内全小学校の児童用の机と椅子を、県産材を使用したものに更新するため、森林環境譲与税を財源として実施する、はしかみ緑の学び舎プロジェクト事業 3,112 万円、保健体育費に、老朽化した町民体育館のトイレ等の改修に係る経費 4,561 万 4 千円等を計上しており、構成比 11.7%の 6 億 4,061 万 9 千円としております。

公債費は、構成比 11.6%の 6 億 3,318 万 6 千円としております。

以上、申し上げました歳入歳出予算につきまして、性質別に分類しますと、義務的経費は、前年度比 0.8%減の 26 億 1,238 万 3 千円となり、予算総額に占める割合は、47.9%となります。次に、投資的経費は、前年度比 36.5%減の 2 億 4,582 万 3 千円となり、予算総額に占める割合は、4.5%となります。次に、物件費や補助費等その他の経費は、前年度比 3.7%増の 25 億 9,179 万 4 千円となり、予算総額に占める割合は、47.6%となります。第 2 表債務負担行為は、階上町わけ交流センターの指定管理を、令和 9 年度まで継続するためのものであります。第 3 表地方債は、農業用ため池緊急浚渫推進事業、町民体育館トイレ改修事業、臨時財政対策等、合わせて 1 億 4,070 万円を起こすものであります。

議案第 18 号 令和 5 年度階上町国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 15 億 825 万円とするものであります。第 1 表歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、国民健康保険税 2 億 4,567 万 5 千円、県支出金 10 億 7,724 万 2 千円、繰入金 1 億 8,232 万 6 千円等を計上いたしました。歳出につきましては、保険給付費 10 億 6,405 万 9 千円、国民健康保険事業費納付金 4 億 811 万 5 千円、保健事業費 2,015 万 9 千円等を計上いたしました。

議案第 19 号 令和 5 年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,753 万 6 千円とするものであります。第 1 表歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、使用料及び手数料 823 万 6 千円、繰入金 3,719 万 8 千円等を計上いたしました。歳出につきましては、施設管理費 1,365 万 6 千円、公債費 2,502 万 1 千円等を計上いたしました。次に、第 2 表地方債は、公営企業会計移行事業 210 万円を起こすものであります。

議案第 20 号 令和 5 年度階上町介護保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 13 億 9,801 万円とするものであります。第 1 表歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、保険料 2 億 9,765 万 7 千円、国庫支出金 3 億 3,241 万 2 千円、支払基金交付金 3 億 6,442 万 6 千円等を、計上いたしました。歳出につきましては、保険給付費 13 億 1,760 万円、地

域支援事業費 5,776 万 1 千円等を計上いたしました。

議案第 21 号 令和 5 年度階上町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 4,728 万 2 千円とするものであります。第 1 表歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、国庫支出金 5,250 万円、繰入金 1 億 6,655 万 6 千円、町債 8,390 万円等を計上いたしました。歳出につきましては、施設管理費 6,556 万 8 千円、公共下水道事業費 1 億 3,022 万円、公債費 1 億 2,114 万円等を計上いたしました。次に、第 2 表地方債は、公共下水道事業、公営企業会計移行事業、合わせて 8,390 万円を起こすものであります。

議案第 22 号 令和 5 年度階上町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 6,582 万 3 千円とするものであります。第 1 表歳入歳出予算の主なものは、歳入につきましては、保険料 9,452 万 9 千円、繰入金 5,559 万 3 千円等を計上いたしました。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 3,721 万円、保健事業費 1,707 万 3 千円等を計上いたしました。

議案第 23 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明申し上げます。本案は、構成団体の増加により、規約を変更するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

○議長（百目木和俊君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

### ◎休会期間の決定

○議長（百目木和俊君） お諮りいたします。

議事の都合により、3 月 4 日から 3 月 6 日までの 3 日間、休会といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと、認めます。

よって、3 月 4 日から 3 月 6 日までの 3 日間、休会とすることに、決定いたします。

す。

---

### ◎散会の宣告

○議長（百目木和俊君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、3月7日午前 10 時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻午前 10 時 55 分）

令和5年第1回階上町議会定例会会議録

(第2号)

令和5年3月7日(火曜日)

# 令和5年第1回階上町議会定例会

## 議事日程第2号

令和5年3月7日 午前10時00分開議

### 日程第1 一般質問

- 6番 上道二三男君 (1)はしかみ臥牛山まつり・はしかみいちご煮祭りの今後の計画について  
(2)今後の企業誘致の進め方について  
(3)老朽化した体育施設の整備について
- 4番 大下 修 君 (1)燃やせるゴミ収集日を週2回に戻すことへの請願の処理の経過について  
(2)階上町污水处理基本構想及び公共下水道経営戦略について  
(3)地方公会計制度の会計毎の財務書類作成について  
(4)定住促進と階上 IC を活用した施策について

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員（14名）

1番 畑 山 真 也 君	2番 小 坂 正 年 君
3番 下 沢 育 男 君	4番 大 下 修 君
5番 小 松 雅 彦 君	6番 上 道 二 三 男 君
7番 長 根 岩 夫 君	8番 森 榮 吉 君
9番 濱 谷 貴 樹 君	10番 松 尾 國 治 君
11番 林 貢 君	12番 大 江 和 夫 君
13番 郷 州 公 典 君	14番 百 目 木 和 俊 君

### 欠席議員（0名）

### 説明のための出席者

町 長	荒 谷 憲 輝 君	副 町 長	澤 田 充 君
教 育 長	丸 岡 博 君	総 務 課 長	濱 浦 幸 夫 君
総合政策課長	地 代 所 誠 君	税 務 課 長	佐 京 実 君
町民生活課長	大 谷 地 尚 子 君	すこやか健康課 長	平 戸 由 紀 子 君
介護福祉課長	中 屋 敷 司 君	産 業 振 興 課 長	西 山 圭 一 君
建 設 課 長	上 静 志 君	教 育 課 長	濱 浦 孝 子 君
会 計 管 理 者	日 影 百 合 子 君	代 表 監 査 委 員	三 上 孝 八 君

### 職務のための出席者

議会事務局長	茨 島 俊 行 君	庶 務 G L	下 平 有 香 君
総務課主査	程 熊 嘉 寛 君		

---

## ◎開議の宣告

### ○開議の宣告

午前 10 時 00 分

- 議長（百目木和俊君） ただいまの出席議員は 14 名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
- 

## ◎一般質問

- 議長（百目木和俊君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

6 番、上道二三男君の質問を許します。

- 6 番（上道二三男君） はい、議長。

- 議長（百目木和俊君） 6 番、上道二三男君。（上道議員登壇）

○6 番（上道二三男君） 3 月定例会に一般質問の機会をいただき、感謝申し上げます。さて階上町の人口は、2016 年 3 月までは 1 万 4 千人台を保っていましたが、その年の 4 月からは 1 万 3 千人台へと入りました。そして昨年 7 月からは 1 万 2 千人台へと人口減少に歯止めがかからず、現在に至っています。特に、減少の多い月は 4 月で、昨年は 58 人、その前の年の 4 月は 74 人でした。進学、就職で町を離れることによるものと思われませんが、毎月の人口減少を見てもみると、昨年 9 月は 36 人、10 月に 12 人、11 月に 13 人、12 月に 10 人、本年 1 月には 19 人、先月 2 月に 26 人と、人口減少は毎月 2 桁台が続き、ここ半年の間になんと 116 人も人口減少が進んでいることが、広報はしかみから知ることができました。今回の質問はこのような状況を踏まえ、いかにして町内雇用を加速させ、町外へ人口流出を抑えられるか、また限られた財源の中で、いかにして箱ものと言われている

町の建造物と向き合っていくのかを問うものであります。それでは通告に従って質問を始めさせていただきます。

まず 1 点目の、はしかみ臥牛山まつり、はしかみいちご煮祭りの今後の計画について伺います。コロナ禍で開催見合わせが続く中、少しずつ元に戻す施策が進められています。今年の消防団出初式と成人式は、形を変え、行われました。コロナの終息を待つ、減少状況を見極めるといった政策から変化が見られるようになってきました。昨年まではコロナ禍で中止が続き、代替イベントの夏の元気花火や、キッチンカーを呼んでの対応がなされました。そこで、今年のはしかみ臥牛山まつり、はしかみいちご煮祭りの計画を伺います。

次に 2 点目の、今後の企業誘致の進め方について伺います。昨年 6 月の一般質問に、ここ 10 年間でどれだけ企業誘致が進んでいるのか、との質問がありました。これに対し、平成 3 年度に県が誘致した製造業の誘致企業が最後となっているところでありますが、令和 3 年度 2 社について本町へ移転を決定いただいた、との答弁が出されました。実に 31 年もの間、誘致企業がなかった本町に、一筋の光が差し込んだかの現況に思われます。三陸沿岸道路全線開通に伴い、今後大いに企業誘致に拍車がかかっていくものと期待されます。今後の企業誘致の進め方について伺います。

次に 3 点目の、老朽化した体育施設の整備について伺います。令和 8 年 10 月開催予定の国民スポーツ大会自転車ロード・レース会場に、登山口周辺コースが選ばれました。平成 29 年のロード・レース全国大会では表彰式会場として、中央体育館が使われました。昭和 58 年の完成で、トイレを簡易水洗に改修し、障害者の部表彰式用に、階段しかなかった玄関に、簡易スロープを設置しました。本年で 40 年に成るこの体育館と、これより 2 年後に完成した町民体育館の、今後の維持に着手していかなければなりません。取り壊して新しいものを建てようとする、莫大な解体費用を要します。そればかりか、少子高齢化、人口減少化において維持管理費の面からも箱もの行政に批判が高まっている現状にあります。

そこでこの 2 か所の体育館について、取り壊して新築というのではなく、建物の安全性を調査した後、基礎部分や鉄骨部分をそのままに、屋根や外壁、内装などをリフォームし、長寿命化を図っていくような考えはないか伺います。以上で壇上からの質問を終わります。(上道議員降壇)

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 町長、荒谷憲輝君。



○町長（荒谷憲輝君） はい。（町長登壇） おはようございます。

冒頭でお話しがありました人口減少対策は、全国的な問題であり、当町でも危惧されるところでございますが、各種施策にも関連、関係しますので、議員の皆様方のご理解とご協力いただきながら、まちづくりを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは上道議員のご質問にお答えします。1 点目のはしかみ臥牛山まつり、はしかみいちご煮祭りの今後の計画についての件でございますが、はしかみ臥牛山まつりと、はしかみいちご煮祭りの開催につきましては、昨年 11 月から、はしかみ産業振興委員会において、協議を重ねてきたところであります。委員の皆様からは、来年度、三陸復興国立公園に指定されて 10 周年を迎える年であり、以前のような祭りの開催を希望する声が多かったことから、両祭りを 3 年ぶりに開催することで、準備を進めているところであります。開催にあたっては、ウィズコロナに対応したイベント内容を考えるとともに、3 年前に比べ、出店者や出品物等の状況が変化していることを踏まえ、以前と同規模の開催は難しいとの判断から、両祭りとも 1 日開催で行うこととしております。臥牛山まつりは、5 月 13 日に交流の森広場を会場に、階上早生階上そばの提供のほかに、各種出展コーナーやステージイベントを開催する予定です。いちご煮祭りにつきましては、7 月 23 日に小舟渡海岸において、いちご煮や海産物等の販売と、ステージイベントを開催し、階上町商工会青年部主催の花火大会までを一体として、開催したいと考えております。今後におきましても、関係団体等のご支援、ご協力を賜りながら、各種イベントを開催し、地域の魅力発信と活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に 2 点目の、今後の企業誘致の進め方についての件でございますが、議員ご案内のとおり、昨年 6 月定例会において、本町には 6 社の誘致企業があり、平成 3 年度に県が誘致した、製造業の誘致企業が最後となっておりますが、令和 3 年度 2 社について、町内移転を決定いただいたとの答弁をいたしました。その後において、1 社については既に営業を開始しているところでございます。また同定例会において、議会のご理解をいただき、階上町企業誘致条例の一部改正を行い、町の遊休財産である旧大蛇小学校と旧小舟渡小学校を活用した、新たな企業誘致を早期に実施したところ、食品製造業 1 社が旧大蛇小学校を活用して営業することとなり、同社を 7 社目となる町の誘致企業に決定したものです。昨年 12 月から営業を開始しており、新たに 10 名の従業員を雇用し、うち 4 名が町内在住の方で、現在も募集を行っていると同っております。旧小舟渡小学校につきましては、引き続き公募期間の見直しなど、募集要項の内容を精査し、再募集する方向で検討しているところであります。

また、新たに、町内に工場等の新設を検討されている企業があることを、町から県に対し情報提供したことにより、その企業が県の誘致企業の候補として決定を受けました。町としましても県と足並みを揃えて、基本協定を締結できるよう、進めているところでございます。三陸沿岸道路全線開通に伴い、高い輸送能力の確保により、本町に進出する企業が増加傾向にありますので、今後におきましても優位性を確保し、広く企業が進出しやすい環境を整えることにより、雇用の創出や、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に 3 点目の、老朽化した体育施設の整備についての件であります。議員ご案内のとおり、中央体育館は、平成 29 年度開催の全日本自転車競技選手権大会ロード・レースの表彰式会場として使用する際に、洋式の簡易水洗トイレへの改修と、車椅子競技者用に簡易スロープを設置したものでございます。なお、令和 8 年度開催予定の第 80 回国民スポーツ大会の表彰式会場は、大会本部となるフォレストピア階上前の駐車場を予定しております。中央体育館は、昭和 58 年の建築であり、約 40 年が経過しておりますので、必要に応じて改修を行いながら、令和 7 年度のリハーサル大会及び令和 8 年度の本大会を安心安全な大会として迎えたいと考えております。

また、町民体育館につきましては、トイレの洋式化や玄関スロープの設置など、バリアフリー化を含む改修について、令和 5 年度当初予算に提案させていただいているところであります。

町では階上町公共施設等総合管理計画とともに、階上町公共施設等個別施設計画を策定し、施設の長寿命化を図りながら、必要に応じて改修を行っていくこととしております。

どちらの体育館も同計画に基づき、安全かつ適正な維持管理に取り組みながら、活用してまいりたいと考えております。以上でございます。(町長降壇)

○6 番（上道二三男君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 6 番、上道二三男君。(上道議員起立)

○6 番（上道二三男君） はい、6 番上道二三男です。それでは再質問をさせていただきます。1 点目の件でございますが、両イベントとも 1 日開催で行うとの答弁がありました。はしかみ臥牛山まつりは 5 月 13 日とご答弁されましたが、1 日開催で行うのに、日曜ではなく土曜日を考えているという点は、何か理由があるのか、ここ、お伺いいたします。次に、コロナ禍前の両イベントの予算は 915 万円でした。

新年度予算では 800 万円が盛り込まれています。2 日間のイベントを 1 日で行うという予算かと思いますが、ステージイベントの内容を伺うことはできますか。

次に 2 点目の件であります。私が知る限りでは、大蛇小学校、今使っているところ、町内からの雇用は 10 名募集して 8 名だと聞いているんですが、先ほどの答弁 4 名とお答えありましたが、ここのところを確認させていただきます。まず、広く企業が進出しやすいような環境を整えるとの答弁でした。わが町の自然の豊かさ、特に浜手地区は、冬場は雪が少ないなどの利点を PR し、県の誘致企業も含め、早期に多くの企業に来ていただけるよう望みます。

次に 3 点目の件でございます。長寿命化を図りながら改修を行い、維持管理していくとの答弁でありました。ありがとうございます。できるところから少しずつ進めていっていただきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。(上道議員着席)

○総合政策課長(地代所誠君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 総合政策課長、地代所誠君。(総合政策課長起立)

○総合政策課長(地代所誠君) はい。それでは上道議員の質問にお答えいたします。私からは誘致企業のところの雇用者の人数のことですけれども、当初 8 名の応募があって、勤続をしながら、勤務条件など交渉した結果、4 名が現在残っているという風に確認をしておりました。以上でございます。(総合政策課長着席)

○町長(荒谷憲輝君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 町長、荒谷憲輝君。(町長起立)

○町長(荒谷憲輝君) 上道議員のご質問にお答えいたします。大変失礼いたしました。臥牛山まつりは 5 月 13 日に開催と申し上げましたが、5 月 21 日、日曜日開催予定となっております。お詫びして訂正を申し上げます。失礼しました。(町長着席)

○産業振興課長(西山圭一君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 産業振興課長、西山圭一君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長（西山圭一君） はい。私からは上道議員の、ステージですね、イベント内容ということで、お答えしたいと思います。

臥牛山まつりのほうは、町内の小学校の生徒さんからの発表と、それから林業関係のチェーンソーアート、それからそばのデモ打ちを見ていただくというところと、午後メインとしましてはカラオケ大会を予定しております。審査員としまして、周辺の歌手の皆様から来ていただいて、審査員をしていただいた後に、曲のほうを披露していただく、という風なイベント内容となっております。

いちご煮祭りのほうに関しましては、同じように子供たちの芸能発表ということで、小舟渡で以前から行われていた沖上げ音頭をステージ発表していただきたいと考えております。その後、ライブイベントとしまして、歌手の方を現在探している状況です。それから夕方にはキッズダンスコンテストを開催して、夜の花火大会へと臨むという風な予定をしております。以上になります。（産業振興課長着席）

○6番（上道二三男君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 6番、上道二三男君。（上道議員起立）

○6番（上道二三男君） 6番上道二三男です。訂正やら大変親切なご答弁ありがとうございます。はい。これで質問を終わります。（上道議員着席）

○議長（百目木和俊君） 以上で6番、上道二三男君の質問を終わります。  
4番、大下修君の質問を許します。

○4番（大下修君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 4番、大下修君。（大下議員登壇）

○4番（大下修君） 4番大下修です。よろしく申し上げます。3月定例会において、質問の機会を与えていただきありがとうございます。ウクライナの戦争やトルコの地震など悲しい出来事が多い中、コロナの収束も感じられ、いよいよ普通の社会へ進むのかなあと、明るい兆しを想像したくなる今日この頃です。トルコ南部の地震では5万人を超える犠牲者となるようで残念であります。また耐震基準に満たさない違法建築、基準を守らない業者を放置している政府、このことによる被害の

拡大を見ると国家のありようを考えさせられます。ロシアにおいてはウクライナに侵略して 1 年が経過しました。現実には、世界は法では守れない、専制国家、独裁国家と法治国家、民主主義の国家の日本の歩んできた道を先人に感謝したいと思いません。また、法の遵守や国民健康保険など助け合いの精神と、皇室をはじめとし世界平和、国民の安寧、地域の発展、親族家族の長寿や健康、安全を祈る文化を我々も継承し、大切にしていきたいと思えます。

さて、議員活動を始めて 8 年が経過しました。折り返し地点になったのかなと理解している今日この頃です。私の残りの人生を、地元道仏行政区のため、階上のために働きたいと思い、55 歳で会社を退職、現在に至っております。行政区のため、何か貢献できたのかなあと自問自答する今日この頃です。1 か月ほど前に、ある方と居酒屋に行きました。そのときのお通しに、私が 30 年前に開発したお通しが出てきました。懐かしく食べましたが、その商品はスーパーの惣菜コーナーで売られる商品です。4、5 年スーパーで売った記憶があります。懐かしく思いました。オペレーションルールを無視したお通しでは、おいしくないだろうと思い食べましたが、やはりおいしくありませんでした。私が商品開発に籍を置いた 30 歳頃、階上漁協に何回か足を運びました。漁協で販売しているいちご煮の缶詰を、首都圏に売りたいためです。売れる商品、この商品を買ったかったのでした。コープネットという組織で、関東全域と長野、新潟県の生協の連合体であります。しかし漁協の参事さんは町外で売るとは禁止されている、の一点張りでした。それを変えませんか。階上を、いちご煮を全国に売るチャンスです。漁協に大きな利益を残せる可能性がありますよ。いっしょに公表しませんか。と粘りましたが残念でした。私が勤めた会社ではチキンウインナーやサラダチキンなどを売ってヒット商品も多くありました。チキンウインナーは専用の工場を三沢市に建設し、30 年以上 100 名を雇用し、三沢市に貢献しています。

いちご煮は絶対に売れると確信を持っていましたが、本当に残念です。ヒット商品は、ある意味早いもの勝ちです。やったもん勝ちという要素があります。本町の階上早生そばについて 2015 年 6 月 9 日のデーリー東北のこだま欄に、早生そばで地域振興を、の記事を読み返してみました。読ませていただきます。階上町では、町や関係団体が特産の階上早生そばの売り込みに力を入れている。町内にあるわっせ交流センター、フォレストピアはしかみ、道の駅はしかみなどの施設で、町民や観光客に提供している。さらに各イベントでも PR している。しかし私には疑問点がある。それぞれの店によってタレの味、そばの硬さが違うように感じるのだ。なぜだろうといつも思っている。そう思っているのは私だけではないようだ。友人や知人からそばが硬いなどの言葉をよく耳にする。せめて、かけそばなど基本的なメ

ニューは統一した方がいいと思う。その上で各店がオリジナルのメニューを提供したらどうだろう。誰もがおいしいそばを食べたいと思っている。もしおいしくないそばを出したら、自然と客足は遠のいてしまうだろう。そして評判も悪くなってしまわないか。階上早生そばの旗振り役の町はどう考えているのだろうか。本気で早生そばを売り込もうと考えているのだろうか。町は早生そばを提供することに満足せず、町職員が積極的に食べ歩いて、改善点がないか、本音の意見を出し合っていて欲しい。私は早生そばによる地域振興に期待している。本気を見せて欲しい。検討を祈っている。階上町 A 子 64 歳、という記事でした。この方の熱い思いを感じました。売れる商品を作るためには、徹底した情報収集と食べ歩き、五感で新しいおいしさを追求することと理解しています。そしておいしさを定義、基準を作るのです。数値化できるものはすべて数値化します。数字は嘘をつきません。信州そば、新潟のへぎそば、八戸でははっと庵の食べ歩きでしょうか。そして町内だけでの販売をやめるべきです。やりたい人にはどこであれ、階上早生のブランドの定義、おいしさの定義を含めて貸与、貸すのです。当然品質を守る契約を結んで、競争が噂を広げるし、人でも企業でも競争が成長を促すと信じています。切磋琢磨だと思えます。現在の取り組みを否定するものではありませんが、一考に値するのかなあと思ったりもします。

話は変わりますが、私はその方に居酒屋に連れて行っていただいたことに感謝しております。その時気づきを頂きました。初心の志を思い出させていただきました。連れていかれたのではなく、導かれたのだなあと運命を感じています。あの時の感謝を伝えることは恥ずかしくて言えませんが、この場を借りて感謝いたします。ありがとうございます。多少なりともマーケティングや商品開発、販売プロモーションを学んでおりましたので、おこがましいことではありますが、町に何かお手伝いができるかもしれません。私は町の経営も、まちづくり、行政も同じだと思っています。町民のニーズを調べ、消費者、顧客、町民満足のごみの回収という施策、人口減少、若い方、子供のある家庭の定住促進の分譲住宅という施策ではないでしょうか。今もこれからも各市町村との競合で、まちづくり経営力が問われているのだと思います。町を豊かに、町民、従業員の幸福を追求するのです。この繰り返しがまちづくり経営力であると思っています。前段が長くなりました。質問に入らせていただきます。

1 点目です。「燃やせるゴミの収集日を週 2 回に戻すことへの請願」の処理の経過について伺います。道仏行政区の協働のまちづくりで、5 年前からこのごみの回収を週に 2 回にさせていただくことを町へ要望してまいりました。なかなか進捗が見られない状況の中で、令和 3 年 10 月頃だったと思いますが、19 の行政区の統一した

要望として、町に燃やせるごみの回収を週 2 回にすることを要望したと伺いました。その後、令和 3 年 12 月の定例会の教育民生委員会で協議し、本会議に提出し、全会一致で採択した、燃やせるごみの収集日を週 2 回に戻すこととして、その処理の経過及び結果の請求となっております。あれから 1 年 3 か月が経過したわけですが、状況を伺いたいと思います。

次に 2 点目として、階上町污水处理基本構想及び公共下水道事業経営戦略について伺います。本町の、污水处理基本構想は 3 つの処理区で計画し、A 石鉢・赤保内処理区の公共下水道事業、整備継続中。B 駅前処理区、道仏・榊・駅前・小舟渡の 4 行政区の公共下水道事業、未整備。C 大蛇地区処理区、漁業集落排水事業の完了となっております。この今回の変更点は、未実施の駅前処理区の見直して、榊・駅前地区は線路沿いを残し、線路下と保育園・中学校付近を見直して合併浄化槽に、小舟渡地区は線路下を残し、線路上を合併浄化槽に、道仏行政区はすべて合併浄化槽に変更となっております。その理由は人口動向や地形、JR や国道などの経済的な理由と費用対効果によるところです。これを基本構造のスケジュール、実行メニューで、駅前処理区の公共下水道事業を令和 14 年から開始の計画です。開始するのであれば、今から処理場の場所と放流先、浜を議論しなければなりません。いつ頃から議論を開始する予定か、伺いたいと思います。

また石鉢・赤保内処理区の完了が令和 20 年となっております。現在、認可された全体計画の 40 パーセントの完了も延び延びです。この状況の中で令和 20 年の完了が可能なのか伺います。本町の公共下水道事業経営戦略の建設改良費は、令和 6 年度 3 億 1 千万円で污水管きよの事業費が 2 億 8 千万円。令和 7 年度も同様に 3 億 1 千万円で処理場の自家発電機の導入で 1 億 8 千万円です。自家発電は災害停電などのリスク管理の観点から必要で致し方ないと思いますが、令和 6 年度に例年の 2 倍の建設改良費を計画している理由は、令和 7 年度までに認可区域の事業を完成させるためでしょうか。また、全体の計画が完了する見通しを伺います。

3 点目として地方公会計制度の会計毎の財務書類作成について伺います。平成 27 年 1 月 23 日で都道府県知事を通じて国から、統一的な基準による地方公会計の整備促進についての文書が発出されています。この地方公会計の整備促進は人口減少、少子高齢化が進展している中、財政マネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた資源を賢く使う取り組みを行うことを、極めて重要であると考えていることからの要請であるとの通知でございます。

本町の地方公会計の財務処理の階上町の取組に、現金の取引情報に留まらず、ストック情報(資産、負債)、見えにくいコスト等の状況も把握できるようになるため、階上町の財務状況を判断する材料うんぬん…」と記載されています。しかし特別会

計毎の財務書類はありません。特別会計毎に資産と負債が一目瞭然と理解できる財務書類が必要です。特別会計毎の財務書類を作成する予定がないのか伺います。

4 点目になります。定住促進と階上インターチェンジを活用した施策について伺います。町の上位計画の階上町総合振興計画や人口ビジョンなどに記載されているように、八戸市のベッドタウンとして多くの転入者を受け入れてきたことで、人口が増加し発展してきました。現在は減少しておりますが、1 万 3 千人弱で推移しているところは周知のことです。本町は、八戸市に近いことで、市内への通勤者で成り立っているといっても過言ではありません。少子高齢化により、町内全ての地域で人口が減少しています。特に漁村地帯の東部地域で大きく減少しています。

このような状況を踏まえて、町は総合振興計画に、町づくりの重点課題、都市的基盤の整備や定住促進への取組を掲げ、主要事業として階上インターチェンジ周辺の土地の利用促進を謳って 8 年が経過しようとしています。三陸沿岸道路階上インターチェンジの開通の地の利を生かした施策が実施されることを期待していたところに、お隣の岩手県洋野町が階上インターチェンジの利便性をアピールして、定住促進として 30 戸の宅地分を昨年 4 月に開始しました。昨年の 12 月時点で 18 戸が売れ、町外から 12 戸の申し込みがあったとのことでした。国では、国交省では道の駅を第三のステージとして、概要を元気に稼ぐ地域経営の拠点として力を高めるとともに、新たな魅力を持つ地域づくりに貢献します、としております。第三のステージを目指す 3 つの姿の地域センターとして、久慈市では久慈広域道の駅を令和 5 年、今年の 5 月に開業を予定しています。町は移住定住促進を取組、階上インターチェンジ付近の土地の利用促進として、階上インターチェンジ付近に宅地分譲を行う考えはないのか伺います。また、トイレ休憩のない復興道路の八戸市と久慈市の中間地点として、道の駅的なものを新設する考えがないか伺います。現在の道の駅は施設も老朽化し、令和 9 年で土地の借用期限が切れます。現在の道の駅の活用をどのように考えているのか伺います。以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。(大下議員降壇)

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） 大下議員には冒頭で広く意見をお話ししていただいた中でも、特に自分自身が初心を忘れず、町のため、町民のための議員活動に取り組んでおられますことに、大変感銘を受けました。また町行政や町の将来の熱い思いを共



有していきたいと考えますので、今後におかれましても議員の皆様とともに持続可能なまちづくりに努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大下議員のご質問にお答えいたします、1点目の「燃やせるゴミの収集日を週2回に戻すことへの請願」の処理の経過についての件であります。かねてより、燃やせるごみの収集を週1回実施してまいりましたが、第1次協働のまちづくり地区計画において、複数の地区から夏場における週2回収集の要望が出され、平成26年度に階上町廃棄物減量等検討委員会において審議した結果、平成27年度から町内全域において6月から9月までの4か月間を、週2回収集とし、現在に至っております。

請願の趣旨は、燃やせるごみの週2回収集を、10月以降も継続してほしいという内容であり、燃やせるごみの収集回数の検討については、通年週2回収集を含め、多面的に検討する必要があるため、廃棄物減量等検討委員会の開催や、集積所の現地調査及び収集業者への聞き取りなどを行いました。まず、現地調査についてであります。令和4年5月から6月にかけて、町内の集積所を巡回し、ごみ量の調査を行いました。5月の週1回収集時点でも、集積所からごみが溢れる状況ではないことを確認しております。また収集業者への聞き取りにおいても、通年にわたりごみが溢れる状況はない旨の回答を得ております。廃棄物減量等検討委員会につきましては、令和4年2月、7月、11月の3回にわたり開催しており、現地調査や収集業者からの聞き取りの結果及び地球温暖化の影響、ごみ全体量の推移、加えて集積所の管理等を含めて、検討を重ねてまいりました。検討委員会としては、ごみ出しマナーの改善や分別指導の強化が重要な課題であること、また週2回の燃やせるごみの収集は、通年よりも、臭いの原因となる気温と湿度の高い5月を1か月延長し、5月から9月までとしてはどうか、という最終意見が出されました。

町としましては、検討委員会開催等の処理の経過と、ここ数年の人口減少及び現地調査と収集業者からの聞き取りの結果、並びに廃棄物減量等検討委員会の最終意見を踏まえ、環境衛生及び地球温暖化の影響を考慮し、週2回の燃やせるごみの収集を、6月から9月までを、5月から9月までに変更するとした意見を、令和5年1月27日に町議会議長に対し、報告したところでございます。

次に2点目の、階上町污水处理基本構想及び公共下水道事業経営戦略についての件であります。階上町污水处理基本構想は、青森県污水处理施設整備構想に反映させるため、県の方針により、完了目標年次を令和23年度としております。この基本構造は、町の下水道事業の基となる計画であり、現在、石鉢・赤保内処理区を整備しております。議員ご質問の駅前処理区につきましては、基本構想において、令和4年度から着手としておりますが、現在整備中の石鉢・赤保内処理区の進捗や財

政状況等から、確実な時期は未定であります。何よりも実施にあたっての検討は、詳細な区域の調査や関係者との協議が重要でありますので、その調査と協議の結果を基に、進めて行くべきと考えております。次に、赤保内処理区の完了見込みについてであります。先に述べましたように、町の基本構想では、駅前処理区を含めた、全ての下水道整備区域の完了を、令和 23 年度としております。石鉢・赤保内処理区につきましては、優先的に整備を進めていくため、令和 20 年度の完了見込みとしております。今後 5 年ごとに階上町污水处理基本構想を改訂する際には、すべての処理区の完了時期などを見直してまいります。

次に、令和 6 年度の建設改良費についてであります。現在整備している下水道事業は、今年度、事業期間の最終年度を迎えております。いまだ未整備箇所があり、また処理施設の機能強化や普及促進を行うことも必要なため、事業期間延長等の認可変更の手続きを進めているところであります。認可変更にあたっては、令和 8 年度以降の国の補助制度が未定のため、県との協議において、完了時期を令和 7 年度に設定したことにより、令和 6 年度以降の建設改良費を増額としたものでございます。経営戦略についても、同様の考え方で、認可変更と同額としております。次に、全体計画が完了する見直しについてであります。今後とも下水道事業の基本となる階上町污水处理基本構想を見直す際には、社会情勢の変化を反映したものとし、区域の見直しなどを行うと共に、早期完成を目指しております。

次に 3 点目の、地方公会計制度の会計毎の財務書類作成についての件であります。地方公共団体の財務書類の作成方法は複数の方法があり、団体間の比較が難しいなどの課題があったことから、平成 26 年度に、総務省から統一した基準が示され、平成 28 年度決算から、すべての地方公共団体において統一的な基準による財務書類の作成と、公表を行うこととなりました。現在、本町におきましても、平成 28 年度決算から統一的な基準による財務書類を、町ホームページに公表しているところであります。議員ご案内の、特別会計毎の財務書類の作成につきましては、本町の特別会計のうち、資産と負債に関するものは、漁業集落排水事業特別会計と、公共下水道事業特別会計の 2 つの特別会計がありますが、国の指導により、この 2 つの特別会計を統合し、公営企業会計として令和 6 年度から開始することとしております。現在、資産評価などの準備を進めており、公営企業会計開始後は財務書類を作成することとなります。

次に 4 点目の、定住促進と階上インターチェンジを活用した施策についての件であります。議員ご案内のとおり、階上町総合振興計画は、町の将来的な課題やその解決、住民から望まれる将来像などを具現化していくための指針として、策定しているものであります。本計画の中で、都市的基盤の整備や移住・定住促進への取

組において、種差海岸階上岳インターチェンジ及び階上インターチェンジ周辺の土地利用の促進を活用した施策として、交通網の整備や企業誘致の促進などを掲げております。

議員ご質問の階上インターチェンジ付近での宅地分譲につきましては、まずは現在販売中の、駅前中央団地の早期完売を目指してPR活動を強化し、完売後はこれまでの経過などについて検証を行い、今後の消費動向の見通しや民間企業の動向、財政状況などを含め、検討してまいりたいと考えております。

次に、道の駅の新設及び活用についてでございますが、道の駅はしかみは、平成6年に、農産物直売所、観光物産館、レストランの3棟が整備され、約28年間、その時々々の社会情勢に応じた運営体制にするなどしながら、町の観光拠点の一つとして、活用してきたところであります。位置的にも、種差海岸階上岳インターチェンジと、階上インターチェンジの中間地点にあるため、両インターチェンジから出入りができる利用しやすい環境にあり、今年度も利用者数は増加傾向にあります。また、令和2年度には施設利用者の安全性や利便性の向上を図るため、24時間利用可能なトイレと、休憩施設が一体となった道の駅はしかみ道路情報館が、国の事業で整備されたことにより、観光物産館等と一体的な管理が必要であると考えております。

町では道の駅を含む公共施設について、階上町公共施設等総合管理計画及び、階上町公共施設等個別施設計画を策定し、適正な維持管理を行うこととしており、引き続き点検等を実施し、適正な管理による維持保全に努め、必要に応じて改修等を行い、施設の長寿命化を図りながら地域の活性化につながる拠点として、活用していきたいと考えております。以上でございます。(町長降壇)

○4番(大下修君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 4番、大下修君。(大下議員起立)

○4番(大下修男君) はい、4番大下修です。回答ありがとうございました。

初めに1つ目の燃えるごみの収集日を週2回にすることの件についてであります。私個人としては年間を通じて週2回収集なるものと考えておりましたので、請願の報告書で5月から9月までの1か月間の延長にとどまったことに、残念に思っております。再質問はありませんが、今後の検討の参考にさせていただきたくて、意見を述べさせていただきます。

まず1点目は、廃棄物減量等の検討委員会について、条例では、廃棄物に関する

重要事項についての調査及び審議を行う機関とされているところであり、ごみの減量以外にも審議する内容があると思われますので、ごみの減量化に対して、県下でも優秀な成績を収めている階上町においては、委員会の名称としてなじまないのではないかと考えております。新聞の数字で読み解く北奥羽の経済学によりますと、2015年、平成27年12月1日の記事によります。青森県のごみ事情として県民1人当たり1日1,067グラムで全国最下位とありました。しかし県内での当町の状況について2013年度の資料によりますと、新郷村、六戸町に次いで3位となっております。1日1人当たり745グラムと掲載されておりました。このことから日頃より努力をいただいている町民の方々へ感謝を申し上げるべきところであり、その努力により町のごみ処理に要する経費が削減され、町財政に大きく貢献しているものと考えます。さて本件の結論として町が報告している意見ですが、ここ数年の人口減少及び現地調査と、収集業者からの聞き取り結果並びに廃棄物減量等検討委員会の最終意見を踏まえ、環境衛生及び地球温暖化の影響を考慮し、週2回の燃やせるごみの収集期間を6月から9月までから、5月から9月まで変更するとしています。学識経験者や有識者によって組織された廃棄物減量等検討委員会の意見も尊重すべきとは考えますが、それと同等に各行政区の実情に精通している区長さんの意見や、町民を代表する町議会議員の賛成多数により採択となった請願の内容についても、考慮していただきたいと思っております。

また、調査結果により、ごみ箱からごみが溢れている状況は見受けられないとしておりますが、私からすれば当然の結果であります。町は行政区で設置したごみ箱について小さかったり、蓋がなかったりしていたものを、獣害などにより散乱することで環境美化に悪影響を及ぼす状態を解消するために、協働のまちづくりの事業などを利用して、適正な規模と形状に作り替えてきたと認識しております。私が申し上げたいのは、全体の集積所のあり方のみではなく、個々人の利便性の向上にあります。先程紹介した数字を活用させて頂くと、単純計算で1日1人745グラムのうち、可燃ごみの量を2分の1とした場合1週間で2.6キロになります。標準世帯の夫婦と子供2人、4人家族でした場合には4倍の10.4キロになるわけです。仮に45リッターのポリ袋に3キロ程度入れるとすると約3.5袋になります。その保管場所家庭では確保する必要があります。世帯員の多い家庭では当然もっと大きなスペースが必要となるわけですから、利便性向上のために、年間1千万程度の増額で通年週2回収集が可能となるわけですから、ご検討をいただきたいと申し上げているところでございます。大きな構想に沿って施策も必要でしょうが、身近にある小さな施策も併せて行うことが肝要と考えますので、今後の検討にご期待を申し上げ、意見とさせていただきます。

次に 2 つ目の、階上町汚水処理基本構想及び公共下水道事業戦略について伺います。先程の答弁の中に、駅前処理区については、あくまでも計画であり実行性は乏しいものと理解したところでございます。駅前処理区の現状を考えますと、多くの方々が借地により住宅を建設しており、住宅の新築に際して宅地を購入し、転居される方などがあり、空き地が目立ってきており、下水道計画の進展に伴い、借地の売買が進むとは考えにくいことから、処理効率が今後低下していくと思われる地区を、未だに計画地域としていることに疑問を感じております。

次になかなか先を見通すこともできない公共事業計画の件についてでございますが、現在進捗率は 40%未滿の状況であり、これまでの工事期間を考えますと、私としては 70%程度の進捗であれば申し上げることはございませんが、今後人口減少が進み、令和 32 年の当町の予想される人口は 8 千人を下回る中で、公共下水道の整備が必要とされるか懸念しているところです。赤保内地区の整備が何十年後になるか分かりませんが、現在建設されている住居の半数以上が合併浄化槽を設置していると推察しているところです。一度立ち止まって必要性等について検討する必要があると思っております。検討の結果、必要と判断された場合は整備を再開する、といった柔軟性が行政にも求められているところです。現に県内の市町村でも休止または中止している市町村もありますし、来年度から事業を中止して評価委員会を設置し、検討するとしている自治体もあるようでございます。この際当町においても評価委員会を設置し、外部の客観的な意見を取り入れることをご提案申し上げます。令和 3 年度決算の主要施策説明書では、処理区内人口 3,504 人、加入人口 2,154 人として、区域内の加入率を 61.5%としているところです。これまで町では住民からの強い要望により、下水道事業を進めてきたと説明してありますが、この 61.5%の加入率についてどのように分析解釈しているのか、1 つ目の質問として見解を伺っておきたいと思えます。また以前の答弁の中では合併浄化槽を設置している方々にも公共下水道事業に参加していただける、との答弁をいただいておりますが、これまでは合併浄化槽を設置している方で、公共下水道に切り替えた件数について把握していないとのことでしたので、今後については把握していただくよう希望します。

次に 3 点目の、地方公会計制度の財務書類の作成の件であります。先程の答弁では対象となる特別会計は、漁業集落排水事業特別会計と公共下水道事業特別会計の 2 つの会計と伺いました。現在、令和 6 年度から公営企業会計を導入するため、資産評価などの準備を進めているということでしたので、財務書類を正しく判断するためにあたり、当初資産の評価が大変重要ですので、精査の上適切に評価していただくようお願い申し上げます。

次に 4 点目の、定住促進と階上インターチェンジの活用した施策の件であります。初めに宅地分譲の件について先程の答弁では、駅前中央団地の完売後に検証し、検討したいとのことでしたが、残り 1 区画となっておりますので、現段階でのこれまでの状況や近隣市町村で実施している施策、メディアなどの活用方法などを検証の参考となる例は揃っておりますので、早期の検証開始を希望しておきたいと思っております。過去の質問でも当時坪約 7 万円で販売しておりましたが、バブルの崩壊などにより、資産の価格は下落しているにも関わらず、先に購入された方々に配慮して価格を据え置いている、との当時の町長の答弁に愕然とした記憶があります。質問を契機として時代とともに資産の評価も変わることは自然であり、売れない状態で放置しておくことが無駄になっていくと、例え減額してでも早期に販売できれば固定資産税として町に戻ってくることなど、町の理解も徐々に変わり自主財源確保の観点からも、早期の販売が重要であり、若年者世帯を優遇することによる労働力人口の定着を促進することが肝要であることから、坪単価の改正や駅前中央団地移住促進制度の創設に至り、販売が促進され、現在残り 1 区画までたどり着いたと考えております。本町にとって人口減少、少子高齢化の対応や移住定住の促進、まちづくり、経済環境、財政税収など最も重要で、最優先されるべき課題であると共通の認識として、今後議論を重ねてまいりたいと考えております。加えて、駅前中央団地の検証を実施される際には、併せて道仏小学校と道仏中学校の中間地点となる道仏歩道橋付近に、小規模な宅地分譲の試験的な実施についてもご検討いただきたいと考えております。

次に道の駅の件ですが、現在の施設については、町施設管理計画により 60 年間活用すると答弁をいただきましたので、残り 30 年程度あると思います。一般的に相手方があることですから、売買にしても賃貸にしても価格の交渉が難しいことは理解しておりますが、適正な価格の範囲で契約することが必要であります。そこで 2 つ目の質問として、今後の契約についてどのように考えているのか伺いたいと思っております。また階上インターチェンジ付近には、中世の城道仏城の堀跡があります。以前はしかみ広報の連載記事に九戸の乱と道仏城という物語が、故正部家さんの監修によって掲載されておりました。戦国時代の最後の九戸の乱で戦った南部藩の支城であった道仏城の堀跡は、現在もそのままの姿で残されており、道仏館堀跡の価値を広くアピールするために、階上インターチェンジと連動した史跡公園などの整備に取り組むことにより、地域の歴史を学ぶ教材として観光客誘致できる町の歴史的資源としての効果があると考えております。加えて本町には八戸藩領の街道が 3 つあります。1 つ目は八戸から湊・金浜を通り、本町の浜手を通る八木に行く湊浜街道です。2 つ目は、八戸市から十日市、田代を通り、大野、久慈、野田に行く久慈街

道です。3つ目は、現在はほとんど45号線となっておりますが、耳ヶ吠地区西町内会の小松家のオンコの木の前から階上分署前を通り、国道に出て、法師窪の旧バス停付近から道仏堀跡の入り口までが当時の姿を残した街道跡です。このような価値の高い歴史的な資源が町内には多数ありますので、令和3年12月に全線開通した三陸沿岸道路階上インターチェンジと併せた活用の検討についてもお願いしておきたいと思います。以上個人的な意見を交えての質問となりましたが、公共事業の加入率の件、道の駅の今後の契約の件、2点について質問をして再質問を終わりたいと思います。時間がありませんので簡潔な答弁を、私も早口になりましたが、お願いいたします。(大下議員着席)

○町長(荒谷憲輝君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 階上町長、荒谷憲輝君。(町長起立)

○町長(荒谷憲輝君) はい。まず初めに先程の答弁の中で、階上町污水处理基本構想における駅前処理区の着手年度を令和4年度と申し上げましたが、正しくは令和14年度でございましたので、お詫びして訂正申し上げます。訂正いたします。失礼しました。(町長着席)

○建設課長(上静志君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) はい。それでは、大下議員の接続率、分析と解釈についての件でございます。今の処理場ですね、21年供用開始して加入を促進するとともに準備、順次整備を進めてきておりまして、整備が進むにつれて接続する方も増えてきているという風に認識しております。21年度の供用開始時点の区域のほうでは70%を超える接続率という風なところもあり、令和3年度末の61.5という接続率は、整備して間もない区域と合わせて計算してあるということでございます。改造等個人負担がかかりますので、着実に加入は進んでいるのではないかという風に判断しております。接続に関しては、原則3年以内に接続した方に接続奨励金、それから融資の斡旋等の補助を行って、加入促進を実施しているというのが現状でございます。下水道事業は使用料というものが大切な財源ということになっておりますので、接続率の向上というのは必要なものであり、今後とも接続推進を図って経営

の安定を図っていきたいという風に考えているところでございます。以上です。(建設課長着席)

○産業振興課長(西山圭一君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 産業振興課長、西山圭一君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(西山圭一君) はい。

私からは道の駅の今後の土地の契約の件についてお答えいたします。土地の賃貸契約につきましては、現在の契約は建物の耐用年数を基に長期の契約としておりましたが、契約更新にあたりましては施設の状況や社会情勢などを考慮し、期間等についても所有者の皆様とも相談しながら、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。(産業振興課長着席)

○4番(大下修君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 4番、大下修君。(大下議員起立)

○4番(大下修君) はい。最後になりました。いろいろな意見や質問をしてまいりました。今後検討していただき議論を深め、町のため、町民のための施策をお願いします。今年の町長の年頭のあいさつが新聞に掲載されておりました。子育て環境の充実を図るとして、小中学校の給食費完全無償化を継続する、とともに子ども医療費給付事業の対象を高校生まで拡大する、との考えとのことでした。町外に在住していた方々から階上は小・中学校給食費が無料、子ども医療費が無償化、高校生まで拡大するとの記事を読み、階上町はうらやましい、と複数の方からお話をいただきました。階上町の行政に関係するものとして、大変誇らしく思いました。階上町は小さな自治体ですが、自主的、主体的に施策に取り組む持続可能な町政運営に努めていかなければならないと、改めて思った次第です。

初めに可燃ごみの回収については、以前より複数の行政区より協働のまちづくり計画などで要望が出されているケースもありますが、再質問でも申し上げましたが、総合的な見地から状況に応じた見直しの検討をしてくださることをご期待申し上げます。

さて公共下水道につきましては、いろいろな角度から質問させていただきました。大きな財源を必要とする事業でございますので、少なからず他の施策にも影響があ



ると考えております。本事業については多様な意見や要望があることも承知しておりますが、まずは情報を持ち寄り、議論していただくためにも公共下水道事業の特別会計の財務書類の作成を、今後の人口減少や合併浄化槽の普及率などを、客観的に判断できる外部の有識者を含めた評価委員会の設置を、再度希望しておきます。

次に道の駅の今後の契約につきましては、売買が良いのか、賃貸が良いのか、相手もあることですので交渉が難しいことは承知しております。時間とともに土地の評価額も変わりますので、長期の契約では先の地価を予測できないことから、一考を要すると考えておりましたが、期間についても所有者と協議をさせていただきたいとの答弁をいただきました。よろしく申し上げます。

次に町の発展と宅地分譲についてですが、階上町は八戸に隣接しており、市内より地価が安いというメリットがございます。階上町は旧8か村が合併して誕生しました。当時村役場の位置を検討した結果、耳ヶ吠地区になりましたが、明治初頭の旧道仏村の耳ヶ吠地区の住宅の数はわずか3件でした。現在の状況から想像できますでしょうか。一方、駅前地区は昭和5年に鉄道が開通し、階上駅が誕生しました。近隣の市町村や本町山手地区からの発展を期待して移住された方々があり、人口が増加してきました。なぜ耳ヶ吠地区が発展してきたかと言えば、役場を中心として土地の流動化が進んだからであります。逆に駅前地区は土地の流動化が進まなかったことにより、現在の状況になったと推察しております。経済が発生する要因として、お金と土地を流動化させることが大事であると私は理解しております。現在は貯蓄してもいくらもお金は増えません。少ない投資で10倍、100倍も効果を、出せる施策をしていこうじゃありませんか。そのきっかけとして、三陸沿岸道路が全線開通した今が、その時期だと考えております。

先程もお願いしました、道仏地区の小規模な宅地分譲についてご検討をいただき、小さな自体が勝ち残るためには選択と集中がキーワードになると考えております。ご検討をお願いいたします。また12月の定例会で一般質問の中に、地元事業者への育成支援についてご質問がございました。行政の地元事業者に対する発注を呼び水として、活性化させることができると考えていますので、ご検討申し上げます。町内の企業、商店、飲食店など企業の売り上げイコール納税に関係すると考えております。町外の会社に売り上げをあげて、町外に税を納める、全くナンセンスであると思います。

個人、法人を問わずに町民の雇用促進を図ることが、地元ファースト、町民ファーストにつながっていくと考えております。多くの議員の方々からおっしゃっている言葉に、町のため、町民のため、というフレーズがよく耳にいたします。われわれ行政に関わるものは、町も議員も、町民の幸せを守ることに一点に集中すべきだ

と思います。以上のご意見を述べさせていただき、今後の検討の一助としていただきますようお願い申し上げます。発言を終わります。ありがとうございました。(大下議員着席)

○町長(荒谷憲輝君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 階上町長、荒谷憲輝君。(町長起立)

○町長(荒谷憲輝君) はい。大下議員には今回広範囲にわたり、多様なご意見を頂戴したところでございます。町の行政を運営していくためには貴重な財源を活用するため、多くの方々のご意見を聞きながら、その時々により優先すべき事項を精査しながら進めていくのが、必要と考えております。大下議員に今回いただきましたご意見につきましても、今後各担当部署において参考とさせていただきたいと思っております。以上でございます。(町長着席)

○議長(百目木和俊君) 以上で4番、大下修君の質問を終わります。  
これにて一般質問を終了いたします。

---

#### ◎休会期間の決定

○議長(百目木和俊君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。  
お諮りいたします。  
議事の都合により3月8日は、休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)  
ご異議なしと認めます。  
よって、3月8日は、休会とすることに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(百目木和俊君) 次の会議は、3月9日午前10時から開きます。  
本日は、これにて散会いたします。

(散会時刻 午前 11 時 26 分)

令和5年第1回階上町議会定例会会議録

( 第 3 号 )

令和5年3月9日(木曜日)

## 令和5年第1回階上町議会定例会

### 議事日程第3号

令和5年3月9日 午前10時00分開議

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  | 議案第 1 号 | 階上町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について                              |
| 日程第 2  | 議案第 2 号 | 階上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について                              |
| 日程第 3  | 議案第 3 号 | 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第 4  | 議案第 4 号 | 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第 5  | 議案第 5 号 | 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程第 6  | 議案第 6 号 | 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7  | 議案第 7 号 | 階上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 日程第 8  | 議案第 8 号 | 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について                            |
| 日程第 9  | 議案第 9 号 | 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について                          |
| 日程第 10 | 議案第 10号 | 階上町防災基本条例の一部を改正する条例の制定について                              |
| 日程第 11 | 議案第 11号 | 令和4年度階上町一般会計補正予算（第5号）                                   |
| 日程第 12 | 議案第 12号 | 令和4年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                             |
| 日程第 13 | 議案第 16号 | 令和4年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）                            |
| 日程第 14 | 議案第 13号 | 令和4年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）                           |
| 日程第 15 | 議案第 15号 | 令和4年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）                            |

- 日程第 16 議案第 14号 令和4年度階上町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
 日程第 17 議案第 23号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	畑山真也君	2番	小坂正年君
3番	下沢育男君	4番	大下修君
5番	小松雅彦君	6番	上道二三男君
7番	長根岩夫君	8番	森榮吉君
9番	濱谷貴樹君	10番	松尾國治君
11番	林貢君	12番	大江和夫君
13番	郷州公典君	14番	百目木和俊君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長	荒谷憲輝君	副町長	澤田充君
教育長	丸岡博君	総務課長	濱浦幸夫君
総合政策課長	地代所誠君	税務課長	佐京実君
町民生活課長	大谷地尚子君	すこやか健康課長	平戸由紀子君
介護福祉課長	中屋敷司君	産業振興課長	西山圭一君
建設課長	上静志君	教育課長	濱浦孝子君

会計管理者 日影百合子君 代表監査委員 三上孝八君

**職務のための出席者**

議会事務局長 茨島俊行君 庶務 G L 下平有香君

総務課主査 程熊嘉寛君

---

## ◎開議の宣告

### ○開議の宣告

午前 10 時 00 分

### ○議長（百目木和俊君）

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数を達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

## ◎議案第 1 号議題、質疑、討論、採決

○議長（百目木和俊君） 日程第 1、議案第 1 号 階上町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第一号 階上町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての件を、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

よって、本案は原案のとおり可決されたした。

---

## ◎議案第 2 号議題、質疑、討論、採決



○議長（百目木和俊君） 日程第2、議案第2号 階上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 階上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号議題、質疑、討論、採決

○議長（百目木和俊君） 日程第3、議案第3号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号議題、質疑、討論、採決

○議長（百目木和俊君） 日程第4、議案第4号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 階上町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号議題、質疑、討論、採決

○議長（百目木和俊君） 日程第5、議案第5号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第5号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号議題、質疑、討論、採決

○議長(百目木和俊君) 日程第6、議案第6号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第6号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第7号議題、質疑、討論、採決

○議長(百目木和俊君) 日程第7、議案第7号 階上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての

件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第7号 階上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号議題、質疑、討論、採決

○議長(百目木和俊君) 日程第8、議案第8号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第8号 階上町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号議題、質疑、討論、採決

○議長（百目木和俊君） この際、日程第9、議案第9号 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第9号 階上町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号議題、質疑、討論、採決

○議長（百目木和俊君） この際、日程第10、議案第10号 階上町防災基本条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第10号 階上町防災基本条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 11 号議題、質疑、討論、採決

○議長（百目木和俊君） 日程第 11、議案第 11 号 令和 4 年度階上町一般会計補正予算（第 5 号）の件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 11 号 令和 4 年度階上町一般会計補正予算（第 5 号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第 12 号、議案第 16 号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（百目木和俊君） この際、日程第 12、議案第 12 号 令和 4 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の件、及び、日程第 13、議案第 16 号 令和 4 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）の件、2 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第 12号 令和4年度階上町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件、及び、議案第 16号 令和4年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の件、2件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 13号、及び議案第 15号一括議題、質疑、討論、採決

○議長(百目木和俊君) この際、日程第 14、議案第 13号 令和4年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の件、及び、日程第 15、議案第 15号 令和4年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件、2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 13号 令和4年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の件、及び議案第 15号 令和4年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件、2件を一括採決いたします。

ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号議題、質疑、討論、採決

○議長（百目木和俊君） 日程第 16、議案第 14 号 令和 4 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 14 号 令和 4 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の件を、採決いたします。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 23 号議題、質疑、討論、採決

○議長（百目木和俊君） 日程第 17、議案第 23 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についての件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第 23 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についての件を、採決いたします。



これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎散会の宣告

○議長(百目木和俊君) 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。  
次の会議は、3月10日午前10時から開きます。  
本日は、これにて散会いたします。

(散会時刻 午前10時16分)

令和5年第1回階上町議会定例会会議録

( 第 4 号 )

令和5年3月10日 (金曜日)

## 令和5年第1回階上町議会定例会

### 議事日程第4号

令和5年3月10日 午前10時00分開議

- |        |                      |                                       |
|--------|----------------------|---------------------------------------|
| 日程第 1  | 議案第17号               | 令和5年度階上町一般会計予算                        |
| 日程第 2  | 議案第18号               | 令和5年度階上町国民健康保険特別会計予算                  |
| 日程第 3  | 議案第22号               | 令和5年度階上町後期高齢者医療特別会計予算                 |
| 日程第 4  | 議案第19号               | 令和5年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算                |
| 日程第 5  | 議案第21号               | 令和5年度階上町公共下水道事業特別会計予算                 |
| 日程第 6  | 議案第20号               | 令和5年度階上町介護保険特別会計予算                    |
| 日程第 7  | 陳情第1号                | 階上町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める陳情書 |
| 日程第 8  | 議会案第1号               | 階上町議会の個人情報保護に関する条例の制定について             |
| 日程第 9  | 議会案第2号               | 子ども医療費無償化制度の創設を求める意見書                 |
| 日程第 10 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 |                                       |

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員（14名）

1番	畑山真也君	2番	小坂正年君
3番	下沢育男君	4番	大下修君
5番	小松雅彦君	6番	上道二三男君
7番	長根岩夫君	8番	森榮吉君

9番	濱谷貴樹君	10番	松尾國治君
11番	林貢君	12番	大江和夫君
13番	郷州公典君	14番	百目木和俊君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長	荒谷憲輝君	副町長	澤田充君
教育長	丸岡博君	総務課長	濱浦幸夫君
総合政策課長	地代所誠君	税務課長	佐京実君
町民生活課長	大谷地尚子君	すこやか健康課長	平戸由紀子君
介護福祉課長	中屋敷司君	産業振興課長	西山圭一君
建設課長	上静志君	教育課長	濱浦孝子君
会計管理者	日影百合子君	代表監査委員	三上孝八君

職務のための出席者

議会事務局長	茨島俊行君	庶務GL	下平有香君
総務課主査	程熊嘉寛君		

---

## ◎開議の宣告

### ○開議の宣告

午前 10 時 00 分

### ○議長（百目木和俊君）

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

## ◎議案第 17 号議題、質疑、討論

○議長（百目木和俊君） 日程第 1、議案第 17 号 令和 5 年度階上町一般会計  
予算の件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○7 番（長根岩夫君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 7 番、長根岩夫君。（長根議員起立）

○7 番（長根岩夫君） 7 番、長根岩夫です。予算説明書をお願いいたします。3 ページ、歳入であります。1 款 2 項 1 目町税、固定資産税の償却資産について、1 億 2,700 万円とあります。太陽光発電設備の設置による償却資産として納めていただく町税であります。国の助成制度は終了したように思います。しかしながら、現在も工事は続けられているように思っておりました。以前にも伺いましたが、かなりの数の町内外の業者が設備投資をしている状況が伺えるわけですが、これまでの 3 年間太陽光発電設備の設置状況について、件数と納税額を伺っておきたいと思っております。

また償却資産の税額については、どのように推移をしていくのか、概ね 3 年間について伺っておきたいと思っております。さらに、太陽光発電の納税額については大きな

金額でもあります。今後の設置工事の見通し等について、また税の優遇措置があるように聞いておりましたので、このことについても伺っておきたいと思います。

次に、予算説明書 46 ページをお願いいたします。歳出であります。6 款 1 項 16 目鳥獣被害防止対策事業費 20 万 7 千円ほどであります。令和 4 年度には熊の捕獲用の箱罠を 2 基整備したと伺っておりました。対策実施隊を結成するというものでありましたが、現在実施状況を伺っておきたいと思います。更に令和 5 年度においては、どのような内容で取組をされるのか、伺っておきたいと思います。また近年は、特にニホンジカによる食害が発生していると、伺っておりました。町で把握をされている被害状況について伺います。また、数年前から駆除の申請もあっていると聞いております。この駆除件数も多数あると聞いておりましたが、改めてこの 3 年間ほどの間の状況について、伺います。以上よろしくをお願いいたします。(長根議員着席)

○税務課長（佐京実君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 税務課長、佐京実君。

○税務課長（佐京実君） はい。(税務課長起立)

それでは長根議員にお答えを申し上げます。本町における太陽光発電設備の状況につきましては、令和 2 年度では設置件数 125 件、課税して徴収すべき課税額は 4,597 万 7,100 円、令和 3 年度では設置件数 137 件、課税額 4,148 万 5,800 円、令和 4 年度では設置件数 160 件、課税額 4,113 万 2,200 円でございます。また、新たな設置件数につきましては、令和 2 年が 12 件、令和 3 年が 23 件、令和 4 年が 7 件でございます。太陽光発電設備の耐用年数は 17 年とされておりますが、17 年目以降も使い続ける場合は 18 年目以降も課税されることとなります。

仮に 2 千万円の太陽光発電設備を設置した場合の課税額ですが、初年度の課税額は 26 万 2,000 円となり、2 年目は初年度の 87.3%の 22 万 8,700 円、3 年目は 2 年目の 87.3%の 19 万 9,700 円と、以降前年度課税額の 87.3%程度に年々減っていくこととなります。

太陽光発電は資源の少ない我が国にとって貴重な国産エネルギーとされており、国におきましても太陽光発電の導入を促進しているところです。本町におきましては、国の同意を得た中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画により、先端設備等導入計画を作成した事業者が町から認定を受けた場合に、固定資産税の課税標準額を 3 年間ゼロとする特例措置について、令和 4 年度課税分では 9 件、軽減税額 188 万 7 千円の適用がございます。なお、本計画の計画期間は令和 5 年 6 月 1 8

日までとなっておりますが、再度国の同意を得て延長する予定となっております。これらのことから、今後も一定程度の設置が見込まれるものではないかと想定しているところでございます。以上でございます。（税務課長着席）

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。（産業振興課長起立）

はい。私からは、長根議員の鳥獣被害防止対策等についてのご質問について、お答えいたします。はじめに近年の被害状況ですが、令和元年頃からニホンシカやイノシシと思われる鳥獣が、畑に侵入し荒らされたとの相談がよせられるようになり、それ以降ニホンシカなどによる水稲や大豆などの食害は増加しております。令和4年度の被害の状況はシカにおきましては大豆や餌などに使用するトウモロコシの食害と、牧草地を荒らしたり、水稲を倒すというもので、イノシシは長いもの食害と牧草地を荒らしたり、水田や畦畔を壊すといった被害が報告されております。また、熊による餌などに使用するトウモロコシの食害も報告がっております。

次に、令和4年度の対策実施隊の実施状況と今後の取組についてであります。令和4年度は増加する鳥獣被害に迅速に対応できるよう、鳥獣被害対策実施隊の設置に向けて、関係者との協議を進めているところであります。捕獲等の状況は、階上町鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会と連携し、箱罾やくくり罾などを設置し、ニホンシカ1頭を駆除いたしました。

今後、農業被害が増加することが予想されますので、令和5年度には鳥獣被害対策実施隊を早期に設立するとともに、周辺自治体との情報共有を図り、迅速で効果的な鳥獣被害防止につながるよう、取り組んで参りたいと考えております。

最後に駆除件数の状況ということですが、町から有害鳥獣捕獲の許可を受けた団体または個人が町内で捕獲したシカの件数は、令和2年度は2頭、令和3年度は6頭、令和4年度も6頭となっております。イノシシの駆除件数は、令和2年度から4年度まではありません。以上でございます。（産業振興課長着席）

○7番（長根岩夫君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 7番、長根岩夫君。（長根議員起立）

○7番（長根岩夫君） はい、7番、長根です。詳しくご答弁をいただきまして、

ありがとうございます。まず太陽光発電についてであります。国の助成制度がなくなったということ、令和4年度の新設工事は7件ほどと少なくなっている状況にあるということのようであります。現在は3年間の減税措置が取られ、それをまた延伸していきたいということのようで伺いました。そういう中で4年度は160件で、課税額が約4,100万円という風に伺いました。償却資産として17年間の納税の期間であるという風にも伺っておりました。そしてまた税額は前年を基本として87.3%ずつ、かかって、だんだんに縮小していくと、減少していくという風にも伺っておりました。

そこでまた加えて質問させていただきます。以前にも伺っておりましたが、国立公園の景観を損なう工事、あるいは土砂災害の要因となる設置工事には十分注意が必要であります。それらの工事に際しての指導や監視活動については、町としてはどのように対応されているのか、可能な範囲でお答えをお願いいたします。

次に鳥獣被害等防止対策であります。鳥獣被害対策実施隊の設置に向けて現在関係者と協議をしているということでもあります。5年度中の設立をするということでもあります。出来るだけ早い時期に実施隊を設立されまして、町民の暮らしをしっかりと守っていただくようお願いをしておきたいと思っております。

ニホンジカの3年間における捕獲件数はあわせて14頭ということであったかと思っております。イノシシの目撃情報はあるものの、捕獲されたものは無いという風にも伺いました。加えて質問させていただきますが、捕獲したニホンジカ等については近隣の八戸市、あるいは洋野町辺りでは、1頭辺り5,000円の補助、手当が支払われると伺いました。シカ等の捕獲罠も壊れやすいと聞いております。一つ5,000円程度はすると聞いておりますが、当町でも捕獲の申請と捕獲の報告はセットで義務化をされていると聞いております。町内の猟師の資格支援のためにも捕獲手当の支給は必要でないかと思うのであります。町としてのお考えを伺いたいと思っております。お願いいたします。(長根議員着席)

○総合政策課長(地代所誠君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長(地代所誠君) はい。(総合政策課長起立)

それでは、長根議員のご質問にお答えをいたします。私からは、太陽光発電の関係についてでございますけれども、太陽光発電につきましては、許可をする監督官庁である経済産業省が議員ご案内の急傾斜地による事故の発生を受けて、令和3年11月に傾斜地設置型太陽光発電システムの設計、施工ガイドラインを作成し、許可の



際に指導をしているところでございます。また、国立公園の景観等に関しましては、国立公園の監督官庁である環境省において、国立国定公園内による太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドラインを令和4年3月に作成し、指導にあたっているところでございます。以上のことから、以前のような被害が発生することは少なくなると考えておりますけれども、町民からの情報などにより必要があると判断した場合には、それぞれのガイドラインに沿った指導をして、関係機関と協力をして行っていきたいと考えております。以上です。（総合政策課長着席）

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。（産業振興課長起立）

私からは、長根議員の捕獲手当についての件をお答えいたします。捕獲手当等につきましては、今後創設することとなる鳥獣被害対策実施隊の運用方法などにも関連しますので、周辺自治体の情報を収集しながら、効果的な運用となるよう、検討してまいりたいと考えております。以上でございます。（産業振興課長着席）

○7番（長根岩夫君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 7番、長根岩夫君。（長根議員起立）

○7番（長根岩夫君） はい、ありがとうございます。7番、長根です。

加えて質問させていただきますが、まず太陽光発電であります、経済産業省あるいは環境省では、それぞれにガイドラインを作成して、安全や景観を守る規定があるとしております。ということではありますが、町としても積極的に調査あるいは情報提供を求めるなど、また関係機関と協力し指導体制をしっかりしながら、安全安心を図っていくということであるかと思っております。この太陽光発電、貴重な、当町にとりましても財源であるかと思っております。しかしながら、いつまでも続く事業でもないように思っておりました。町としても、適正な予算執行の上で、町の健全な町政発展のためにも、理事者の皆様には、よろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

次に、鳥獣被害対策防止については、温暖化の影響もあります。イノシシやニホンジカ等もかなり北上をしてきていると聞いておりました。町内においてもこれまで以上に真剣に取り組んでいかなければならない状況になってきているのではない

かと思っておりました。特に住居地域、また学校、保育園の付近ではしっかりとした安全を図るためにも、これらの対策を今のうちに検討していく必要があると思います。今後とも必要な予算をつけて、しっかりと業務を前に進めていただくようお願いを申し上げて、お答えをできるのであればお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。（長根議員着席）

○総合政策課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長（地代所誠君） はい。（総合政策課長起立）

それでは、長根議員の質問にお答えをいたします。私からは、予算の執行の件についてでございますけども、町税を含めまして限られた財源でございますので、創意工夫の下、選択と集中を効果的に進め、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。（総合政策課長着席）

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。（産業振興課長起立）

長根議員の鳥獣被害対策について、お答えいたします。議員ご案内の通り、鳥獣被害対策は今以上に取り組む必要があると考えております。年々シカやイノシシの出現数が増加していることや、アライグマなどの新たな有害鳥獣も見込まれていることから、被害の状況を踏まえつつ、捕獲の必要性が生じた場合には、周辺の住環境や住民の安全に配慮した上で、対策するよう検討してまいりたいと考えております。以上でございます。（産業振興課長着席）

○議長（百目木和俊君） ほかに質疑ありませんか。

○3番（下沢育男君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 3番、下沢育男君。（下沢議員起立）

○3番（下沢育男君） はい。3番、下沢育男です。よろしく申し上げます。

私のほうから 1 問、ご質問させていただきます。令和 5 年度予算主要施策説明書 33 ページ、6 款 1 項 15 目、33 ページ、6 款 1 項 15 目、農業用ため池緊急浚渫推進事業について、お伺いいたします。農業用ため池につきましては、私も大きめの所、数か所、現地確認と言いますか、ちょっと見回り見てまいりました。そこ、今緊急に工事等要するような所はなかったかと思いますが、ちょっと水が浸みてるような所もありましたので、今後要注意かと考えております。そこで、ここで 2,190 万円の予算計上しておりますが、対象のため池の場所、浚渫工事の内容、浚渫工事の時期、予定をお伺いいたしたいと思っております。(下沢議員着席)

○建設課長(上静志君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 建設課長、上静志君。

○建設課長(上静志君) はい。(建設課長起立)

それでは、下沢議員の質問にお答えいたします。町内には農業用ため池が 28 か所ありまして、田端ため池というところ、今回浚渫する訳でございますけども、こちらは町が所有し、耕作している方から管理をいただいているという状況でございます。田端ため池は、場所的に道路からなかなか見えにくい所でございますけども、大渡川の上流のほうに位置しております。こちら、長年の降雨によりまして、土砂が堆積してきて、貯水量が少なくなってきたり、耕作のための用水の確保、それから近年の自然災害の激甚化、頻発化する中、豪雨の時には貯水能力を確保し、するために適切な維持管理ということを目的に、農業用ため池緊急浚渫整備事業、こちらを行うものでございます。

今回の工事内容につきましては、ため池内の土砂を撤去し、貯水量の確保を図るもので、農作業が終わってからの農閑期の時期、ということに実施をしたいということで予定しております。以上です。(建設課長着席)

○3 番(下沢育男君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 3 番、下沢育男君。(下沢議員起立)

○3 番(下沢育男君) はい、ありがとうございます。

一応、場所と工事内容は確認させていただきました。そこで、私のほうで令和 3 年 3 月の定例会で、防災重点農業用ため池にかかる防災工事等の推進について、ということで一般質問させていただきました。その時の回答は、町内の防災重点農業

用ため池は 8 か所ありますとのことで、決壊時に人家への床下浸水の被害想定されるため池は 3 か所、人家 4 棟床上浸水被害が想定されるため池を、すいません、先ほど、3 か所で人家 4 棟です。床上浸水被害が想定されるため池はありません。また、主要な道路や鉄道などの公共施設に、浸水被害が想定されるため池は、50 センチ以上浸水が 3 か所、50 センチ未満は 1 か所との回答でした。防災重点ため池にかかる防災工事等推進計画を策定して行う事業だと思いますが、その他の対象のため池はまだあると思いますが、それについての今後の計画についてお伺いしたいと思います。(下沢議員着席)

○建設課長(上静志君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 建設課長、上静志君。

○建設課長(上静志君) はい。(建設課長起立)

それでは、下沢議員の再質問にお答えいたします。町内の防災重点ため池につきましては、令和 3 年 6 月に県のほうで見直しをいたしまして、現在はこの田端ため池を含め、4 か所という指定になっております。農業用ため池緊急浚渫推進事業は適切な管理と大雨時の貯水能力を確保することによる減災対策として実施するもので、議員ご案内の防災重点ため池にかかる工事等推進計画、こちらのほうを活用しておこなっているものではございません。議員ご案内の事業につきましては、堤体の機能強化など防災工事、という風なものを行うものでありまして、実施にあたりましては県、それから管理者、それから受益者等十分協議をして今後取り組んでまいりたいと思っております。以上です。(建設課長着席)

○3 番(下沢育男君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 3 番、下沢育男君。(下沢議員起立)

○3 番(下沢育男君) はい、ありがとうございました。

それでは、現在 4 か所まだ残っているということですので、推進計画のほうですけども、こちらにつきましても、注意を払いながら今後早めに進めていただければと思います。よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。(下沢議員着席)

○議長(百目木和俊君) ほかに質疑ありませんか。

○2 番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 2 番、小坂正年君。

○2 番（小坂正年君） はい。（小坂議員起立）2 番、小坂正年です。

私からは、予算説明書のページ、14 ページ 21 款 5 項 4 目 1 節雑入の中に広報はしかみ広告掲載料 71,000 円とありますが、この広告掲載料の推移はどういう風になっているのかをお伺いしたいと思います。

そしてもう一つですけども、同じくページ 22 ページ、2 款 1 項 6 目 10 節需用費 600 万の電気料、これ防犯灯の電気料になっていると思いますけども、私が町内のほうをやっている時にいろいろ本当に助かった部分なんですけども、この LED の防犯灯なんですけども、平成 27 年、28 年に多いところで 20 灯から 30 灯を交換しているという風なことです。あの、今電気料は支払いしてもらっているんですが、その防犯灯 1 灯が約 3 万ぐらいで、それがどうしてもやっぱり同じ時期に取り付けしたものは、同じ時期、大体 12 年ぐらいの耐用年数ということなんですけども、そういう形になった場合に、町内のほうで 20 灯、30 灯という防犯灯の交換ということになれば、大変きついものがあると思います。そこで出来れば、その辺を町のほうで何灯以上交換した場合はいくらか補助するとかですね、そういう風なことを出来れば検討していただければと思っております。その辺を、町のほうの考えをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。（小坂議員着席）

○総務課長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 総務課長、濱浦幸夫君。

○総務課長（濱浦幸夫君） はい。（総務課長起立）

それでは、小坂議員のご質問にお答えいたします。私からは、1 点目の広報はしかみへの広告掲載料について、お答えいたします。現在の広報はしかみにおける広告収入は縦 5 センチメートル、横 18 センチメートルの 1 号広告と、縦 5 センチメートル、横 9 センチメートルの 2 号広告の 2 種類の規格がございます。広告料は消費税抜きになりますが、1 号広告が 1 万円、2 号広告が 5 千円となっております。現在の広告は平成 20 年度から行っているもので、過去 5 か年の両規格の合計の推移は、平成 30 年度が 17 件の 17 万 2,800 円、令和元年度が 7 件の 71,000 円、2 年度が 8 件の 154,000 円、3 年度が 7 件の 220,000 円、今年度が 10 件の

209,000 円の広告収入となっております。令和 5 年度の当初予算に計上してあります 71,000 円につきましては、1 号広告、2 号広告あわせて 8 件を見込んでいます。今後におきましても、広報紙の作成にかかる財源として、民間企業等から広告募集し、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。(総務課長着席)

○町民生活課長（大谷地尚子君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 町民生活課長、大谷地尚子君。

○町民生活課長（大谷地尚子君） はい。(町民生活課長起立)

それでは、小坂議員のご質問にお答えいたします。防犯灯の LED 電球交換における助成についてでございますが、町では行政区の財産である防犯灯の電気料金の負担軽減を図るため、平成 23 年度から防犯灯の LED 化を推し進めてまいりました。平成 30 年度には全ての防犯灯が LED となっております。その間電気料金につきましては、行政区に対し、電気料金 3 割分の助成の実施を経て、現時点では階上町防犯灯の電気料金負担及び維持管理実施要綱により、電気料金は町が、電気料金以外の費用の負担は行政区が支払うこととすみ分けをされております。しかし、これから LED の寿命に伴う電球の交換が多く発生することは必然で注視していかなければならない事案と考えます。防犯灯は行政区の財産であることを踏まえ、今後どのように対応出来るか、検討してまいります。以上でございます。(町民生活課長着席)

○2 番（小坂正年君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 2 番、小坂正年君。(小坂議員起立)

○2 番（小坂正年君） はい、2 番、小坂正年です。

広告についての、これからまだ広告を増やしていただけるような施策を考えて、あのまず数が増えれば大変いいことだとは思いますが、その辺はいろいろ考えて進めていただければと思いますので、よろしくお願いします。

あと、防犯灯についてですけれども、やはりあの全部町内で負担ということになれば、すごい大きい金額になると思います。その辺は課長のほうからも検討していただけたらという返答をいただきました。何とかその辺をいような形で検討していただければと思いますので、お願いをして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。(小坂議員着席)

○議長（百目木和俊君） ほかに質疑ありませんか。

○1番（畑山真也君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 1番、畑山真也君。（畑山議員起立）

○1番（畑山真也君） はい、1番、畑山真也です。

それでは、私から令和5年度予算に関する説明書の中からお伺いいたします。説明書の49ページ7款1項1目商工振興費の18節、負担金補助及び交付金の小規模事業者経営改善資金利子補給費補助金の設定金額と件数見込みについてお伺いしたいと思います。（畑山議員着席）

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。（産業振興課長起立）

それでは、畑山議員のご質問にお答えいたします。令和5年度の予算編成時における利子補給の設定金額は、借入額500万円、返済期間を5年として設定しております。件数につきましては、4年度から継続となる事業者11社と新規の事業者を3社見込み、予算を計上しているものです。以上でございます。（産業振興課長着席）

○1番（畑山真也君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 1番、畑山真也君。（畑山議員起立）

○1番（畑山真也君） はい、1番、畑山真也です。

ありがとうございました。小規模事業者経営改善資金につきましては、商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の商工業者が、新型コロナウイルス感染症の影響等によって、経営改善に必要な資金について利用できる制度でございますので、今後も希望者が増えることが見込まれるのではないかと考えられます。商工会との連携を密に取りながら、必要な方に適切にこの制度を利用できるよう、周知等よろしく願いして、私からの質問を終わらせていただきます。（畑山議員着席）

○議長（百目木和俊君） ほかに質疑ありませんか。

○5番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 5番、小松雅彦君。（小松議員起立）

○5番（小松雅彦君） はい、5番、小松雅彦です。

私のほうからまず主要説明書のほうで、ページ39ページ、7款1項6目観光事業費です。具体的な内容と階上売り込み隊や所有者の方への補助金等が含まれているのか、お伺いします。

続いて、ページ53ページ、10款5項3目体育施設活用事業委託料、これはライズはしかみの減免、補助金は含まれているのか、お伺いします。

続いて、予算に関する説明書の43ページ、6款1項3目農業総務費日本自動車連盟会費の4,000円はどのような会費か、お伺いします。

49ページ、6款3項5目階上アブラメブランド化推進事業費、予算321万8千円のうち、消耗品費185万2千円とありますが、予算に対して消耗品の額が多いように感じますが、内訳をお伺いします。以上です。（小松議員着席）

○産業振興課長（西山圭一君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長（西山圭一君） はい。（産業振興課長起立）

それでは、小松議員の、私の担当する、3点ほどあったと思いますので、お答えいたします。

まず、1点目の観光PR事業の内容についてですが、事業は大きく分けて、3つの事業を予定しております。一つ目は首都圏において特産品を販売する事業で、青森人（あおもりびと）の祭典や八戸都市圏交流プラザエイトベースで開催するPRイベントの参加を予定しております。二つ目は東京の料理店において、町の食材をPRするプロモーション事業として、夕食会と2店舗で実施するものです。東京でのPR事業には、ふるさとはしかみ会からの皆様からご協力いただきながら、事業実施の予定としております。三つ目は町に来ていただくことを目的とする着地型観光イベントを階上売り込み隊と階上YYクラブに委託して、実施することとしております。

次に、この観光PR事業費は、階上売り込み隊と巨木所有者の方への補助金などは含まれておらず、階上売り込み隊の皆様からは委託料の範囲内で活動していただい



ております。巨木所有者の方々へは、令和5年度開催することとしている全国巨木フォーラム事業の中で必要な支援を提供できるよう、検討してまいりたいと考えております。

2点目の日本自動車連盟会費についてですが、日本自動車連盟の略称はJAFと言います。こちらのほうが聞きなれているかと思えます。町では平成28年度に日本自動車連盟と観光振興に関する協定を締結し、日本自動車連盟のホームページ上の観光情報登録システムを利用して、町の観光情報やモデルドライブコースなどの情報を発信させていただいております。この観光情報登録システム利用には、使用料がかかりますが、会員になることで使用料が無料となることから、会員に加入しているものです。

3点目の階上アブラメブランド化推進事業費の消耗品の内訳ですが、アブラメの資源管理のために種苗放流用アブラメの稚魚購入に847,000円、生育状況や海遊範囲を調査するために稚魚1,000匹に装着する標識タグ等の購入に478,000円、水産高校で養殖実証調査をするための育成用餌の購入代として264,000円、消費拡大や認知度向上に向けた体験型イベント開催等で使用する活魚や釣り用具の購入に263,000円としております。以上になります。(産業振興課長着席)

○教育課長(濱浦孝子君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 教育課長、濱浦孝子君。

○教育課長(濱浦孝子君) はい。(教育課長起立)

それでは、私からは体育施設活用事業委託料についての件をお答えいたします。令和5年度の体育施設活用事業の委託につきましては、予算成立後これからプロポーザルにより公募し決定していくこととなります。決定した事業者と今後の活動計画をいろいろ聞き取りし、事業内容等についても打合せをした上で対応措置を検討したいと考えております。以上です。(教育課長着席)

○5番(小松雅彦君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 5番、小松雅彦君。(小松議員起立)

○5番(小松雅彦君) はい、5番、小松雅彦です。答弁ありがとうございます。

1点目の観光事業費は、町に来ていただくことを目的とする着地型観光イベントを階上売り込み隊と階上YYクラブに委託して、実施して、補助金は含まれておらず、

委託料の範囲内で活動しているとのこと。売り込み隊の熱い思いから無料ボランティアで活動していると思いますが、有料にすることにより、さらに熱意がわくのではないのでしょうか。また、後継者確保にもつながるのではないかと思います。お伺いします。

2点目の体育施設活用事業委託費は、これからプロポーザル契約で委託事業を選ぶということのようですが、地域と未来を担う子ども達のスポーツ育成のために、是非お願いしたいと思います。また、中学校部活動の地域移行検討委員会を令和5年度に設置し、地域移行が可能な部活動を順次進めていくということです。よろしくお願ひいたします。

3点目の農業総務費は、通称JAFのホームページに観光情報システムを利用して、町の観光情報やモデルドライブコースなどの情報を発信し、広く観光振興が図られるとのことで、少ない予算で効果がある施設は重要と考えますので、これからもよろしくお願ひいたします。

4点目の階上アブラメブランド化推進事業費は種苗放流用稚魚購入費、稚魚に装着する標識タグ、水産高校で養殖実証調査をするための餌代、消費拡大や認知度向上に向けた体験型イベントで必要な活魚購入等とお聞きしました。水産高校の研修は成果を上げており、新聞等で報道されているところであります。また、青森県栽培漁業振興協会は青森県の豊かな海づくりのため、作り育てる漁業に取り組んでいます。県、市町村、漁業団体が一体となって設立され、種苗生産に加えて、研修、普及指導も行っており、青森県における栽培漁業推進のリーダーとして取り組んでいます。令和5年度の施設見学は、新型コロナウイルス感染予防のため中止になっていますが、再開されましたら、是非とも視察研修できたら、と思います。お伺いします。(小松議員着席)

○産業振興課長(西山圭一君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 産業振興課長、西山圭一君。

○産業振興課長(西山圭一君) はい。(産業振興課長起立)

小松議員の売り込み隊の無料ボランティアについてのご質問にお答えいたします。町といたしましても、売り込み隊の活動が継続的に発展できるような体制づくりが必要であると考えており、これまで売り込み隊が実施してきた巨木フェアなどの参加料は、参加者の昼食代と保険代程度で設定されております。お客様のご理解をいただき、ガイド料も含めた参加料を設定するなどの方法もあると思いますので、売り込み隊の皆様と一緒に今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

ます。(産業振興課長着席)

○5 番(小松雅彦君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 5 番、小松雅彦君。(小松議員起立)

○5 番(小松雅彦君) はい、5 番、小松雅彦です。

巨木めぐりのバス代などの経費に使われ、参加料は参加者の弁当代に使われているとお聞きしました。参加料を少し上げることにより、有料ボランティアにすることができると分かりました。階上売り込み隊の方々と話し合い、指導を通して、よい方向へ導いていただきたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。(小松議員着席)

○議長(百目木和俊君) ほかに質疑ありませんか。

○8 番(森榮吉君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 8 番、森榮吉君。(森議員起立)

○8 番(森榮吉君) はい、8 番、森でございます。

私からは 2 点ばかり、質問というか確認を含めての話になりますけども、予算説明 20 ページ、2 款 1 項 2 目 12 節になりますが、令和 3 年、令和 4 年の当初予算において質問書のホームページシステム管理費ということで 74 万 4 千円、2 年続き今回もあの 5 年度のところを見ても 74 万 4 千円なるものが、3 年続けてあったわけですが、ただ今年については、令和 5 年度はそれに加えてですね、更新委託料として 341 万円がもられているようであります。合せて 415 万 4 千円となりますが、この更新なるものは何年ぐらいの頻度で更新しなければならないのか、その辺のところをちょっとお伺いしておきたいと思います。

それから二つ目としまして、予算説明書 31 ページ 2 款 7 項 2 目 13 節になります。敷地借上料として 41 万 9 千円がもられておりますが、これは確か小舟渡集会所、今の、旧のほうですね、集会所の土地の借地料かと思っておりますけども、その今度新しく、まず今年の半ばごろには新しい集会所が供用されるという予定になっているかと思っておりますけども、その際ですね、その借地料なるものが契約内容は今どうなっているのか、確かもうちょっと長期に渡っての契約だったんじゃないかと思うんですが、その辺の内容をちょっとお伺いしたいと思います。以上でございます。(森議

員着席)

○総務課長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 総務課長、濱浦幸夫君。

○総務課長（濱浦幸夫君） はい。（総務課長起立）

それでは、森議員のご質問にお答えいたします。私からは1点目のホームページシステム管理費についてお答えいたします。現在のホームページは平成30年度に更新したもので、議員ご案内の通り、令和3年度、4年度の予算につきましては、ホームページシステム保守委託料として74万4千円を予算化し、執行してきております。ホームページシステムの使用権ライセンス及びサーバーの交換につきましては、5年ごとに更新をする計画としており、令和5年度が更新時期となります。そのため当初予算にホームページシステム更新委託料341万円と、保守委託料を合わせた415万4千円を計上したものでございます。今後においても町の情報をより分かりやすく、町内外に発信してまいりたいと考えているところでございます。以上です。（総務課長着席）

○総合政策課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長（地代所誠君） はい。（総合政策課長起立）

それでは、森議員のご質問にお答えをいたします。私からは、借地料の件でございますけども、議員ご案内の通り、借地料につきましては、小舟渡集会所の、現在の集会所の敷地分41万9千円となっております。現在の契約でございますけども、令和10年3月31日まで、としているところでございます。新しい集会所につきましては、来年度中、5年度中に供用開始を、予定をしておりますので、供用開始をした時点で契約変更を行いまして、借地契約の期間について令和6年3月31日まで、としたいと考えております。以上でございます。（総合政策課長着席）

○8番（森榮吉君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 8番、森榮吉君。

○8 番（森榮吉君） はい。（森議員起立）

どうもありがとうございました。大変よく理解できました。まず、地区の方々のコンセンサスをよくして、事を進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。（森議員着席）

○議長（百目木和俊君） ほかに質疑ありませんか。

○13 番（郷州公典君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 13 番、郷州公典君。

○13 番（郷州公典君） はい。（郷州議員起立） 13 番、郷州です。

私からは、19 ページの 2 款 1 2 節ストレス検査委託料。職員のストレス検査になるとは思いますけども、全職員が対象になるのか、そしてその結果はどうなのか、ということをおたずねいたします。

もう一つ、32 ページ、2 款 11 目空き家バンク制度支援事業助成金 105 万円とありますが、これが、これまでの実績、何件かあるということの説明いただきましたけども、今年の計画はどれぐらいなのか。おたずねいたします。よろしくお願いたします。（郷州議員着席）

○総務課長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 総務課長、濱浦幸夫君。

○総務課長（濱浦幸夫君） はい。（総務課長起立）

それでは、郷州議員のご質問にお答えをいたします。私からはストレス検査委託料ということで、こちらのほうをご説明させていただきます。こちらにつきましては、全職員を対象ということにさせていただきます。毎年度全職員を対象としております。ただし結果につきましては、集計ということで、所属長さん達には、集計結果をお渡しさせていただきます。ただし、個人情報でございますので、個々の結果につきましては、個人ごとに配布、通知をしているというところでございます。ただし、その中でストレスについてご相談があれば、私どもにご相談して、あとお医者さんのほうに検査のほうをお願いする、という形を取っているところでございます。以上でございます。（総務課長着席）

○総合政策課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長（地代所誠君） はい。（総合政策課長起立）

それでは、郷州議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

空き家バンク制度支援事業助成金の内容ということだと思いますけども、すみません、ここに件数を持っておりませんので、詳しい件数はお答えをできませんけれども、年間数件の利用がございます。内容につきましては、空き家バンクに登録をいただいた方が、借用成立のあと、改修費用の一部、それから引っ越し費用の一部などについて、助成をしておりますので、それを見込んで105万円ほど予算化させていただいたところでございます。以上でございます。（総合政策課長着席）

○13番（郷州公典君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 13番、郷州公典君。

○13番（郷州公典君） はい。（郷州議員起立）

どうもありがとうございました。全職員で、職員に通知はしているということですけども、100名からの職員ということで、様々なストレスを抱える職員も多いと思います。是非、職員のストレスを解消して、元気な職員を作り、役場庁舎が明るくなるように、お願いしたいと思います。

それから、空き家バンク支援事業助成金については、高齢化が進み、亡くなる人も大変多く、空き家がこれからどんどん増えてくるのではないかと思います。これを有効に使えるように、またそれを後始末できるように、これから空き家バンク事業、充実させる必要があるのではないかと考えております。よろしく願いいたします。（郷州議員着席）

○総務課長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 総務課長、濱浦幸夫君。（総務課長起立）

○総務課長（濱浦幸夫君） はい。

それでは、郷州議員のご質問にお答えをいたします。議員ご意見の通り、ストレスをためない形の職員作り、体制作りということに努めてまいりたいと思っております。

いますので、貴重なご意見ありがとうございました。以上です。(総務課長着席)

○総合政策課長(地代所誠君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長(地代所誠君) はい。(総合政策課長起立)

郷州議員の質問にお答えをいたします。議員お話の通り、今後高齢化を含め、空き家が増えてくるといふ風な見込みも考えられると思いますので、有効に活用できるようPRなど進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。(総合政策課長着席)

○議長(百目木和俊君) ほかに質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第17号 令和5年度階上町一般会計予算の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

---

#### ◎議案第18号、議案第22号一括議題、質疑、討論、採決

○議長(百目木和俊君) この際、日程第2、議案第18号 令和5年度階上町国民健康保険特別会計予算の件、及び、日程第3、議案第22号 令和5年度階上町後期高齢者医療特別会計予算の件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第18号 令和5年度階上町国民健康保険特別会計予算の件、及び、議案第22号 令和5年度階上町後期高齢者医療特別会計予算の件、2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第19号、議案第21号一括議題、質疑、討論、採決

○議長(百目木和俊君) この際、日程第4、議案第19号 令和5年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件、及び、日程第5、議案第21号 令和5年度階上町公共下水道事業特別会計予算の件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○1番(畑山真也君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 1番、畑山真也君。(畑山議員起立)

○1番(畑山真也君) はい、1番、畑山です。

それでは、私のほうから予算の説明書の中からお伺いしたいと思います。まず、漁業集落排水事業特別会計94ページの1款1項1目一般管理費の12節の委託料、企業会計移行委託料です。こちらと、公共下水道事業特別会計119ページになりますが、1款1項1目、こちらも一般管理費の12節委託料、同じく企業会計移行委託料の具体的な内容について、お伺いいたします。(畑山議員着席)

○建設課長(上静志君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 建設課長、上静志君。

○建設課長(上静志君) はい。(建設課長起立)



それでは、畑山議員の質問にお答えいたします。会計的には別々ので予算計上しておりますけども、こちら、公営企業会計移行に向け、関連づけて執行しております。3年度から5年度まで債務負担行為を行いまして、継続契約をして、業務委託をしているという風な状態でございます。こちら、漁業集落排水事業と公共下水道事業、こちらを統一し、企業会計に移行するというものでございます。4年度までにはこれまで整備してきた財産調査、それから台帳整備、それから庁内事務の把握ということをおこなってきておりまして、来年度、5年度は庁内体制の構築、それから例規等の改定、等の他、会計システムの導入、それから職員研修などの事務支援というものをおこないまして、令和6年度4月より企業会計の移行というものに向けた作業を現在進めていると、いうものでございます。以上です。(建設課長着席)

○1番(畑山真也君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 1番、畑山真也君。(畑山議員起立)

○1番(畑山真也君) はい、1番、畑山です。

ありがとうございました。令和6年4月から漁業集落排水事業と公共下水道事業が公営企業会計に統一して移行という風なことでございます。効率的な経営管理を重視していただきながら、一般会計と異なる予算の弾力化、資産管理の特例が認められているようでございますので、適切な管理、運用に努めていただくよう、お願いいたしまして、私からの質問を終わります。(畑山議員着席)

○議長(百目木和俊君) ほかに質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)。

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第19号 令和5年度階上町漁業集落排水事業特別会計予算の件、及び、議案第21号 令和5年度階上町公共下水道事業特別会計予算の件、2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第20号議題、質疑、討論、採決

○議長（百目木和俊君） 日程第6、議案第20号 令和5年度階上町介護保険特別会計予算の件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第20号 令和5年度階上町介護保険特別会計予算の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎陳情第1号議題、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第7、陳情第1号 階上町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める陳情書の件を議題といたします。

陳情第1号は、総務財政常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。郷州委員長。

○総務財政常任委員長（郷州公典君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 郷州委員長。

○総務財政常任委員長（郷州公典君） 13番、郷州です。（郷州委員長登壇）

○議長（百目木和俊君） 郷州委員長。

### ○総務財政常任委員長（郷州公典君）

陳情第1号の審査結果について、ご報告申し上げます。

去る、令和4年第7回階上町議会12月定例会において、総務財政常任委員会に付託されました陳情第1号「階上町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める陳情書」について、12月7日に第1回の委員会を開催し、以降町選挙管理委員会事務局から提供を受けた資料等をもとに、計3回の委員会を開催し、慎重に審査を行いましたので、その結果を報告します。

まず、陳情の審査にあたっては、請願の例にならぬ、法令上問題なく、公益上の観点から合理的で願意が妥当であるか、その緊急性や財政事情などから見て、ごく近い将来、実現の可能性があるか、町の権限に属するものであるかなどを判断基準として、陳情事項及び理由について、その内容を審査いたしました。

本陳情は、階上町に対し、選挙公報の発行に関する条例の制定を求めたものであり、選挙公報の発行は、全国の地方公共団体でも実施されている現状を考えますと、その願意は妥当であると考えます。しかしながら、審査の中で、選挙公報の印刷から配布までに数日を要し、町の選挙は、国や県の選挙期間よりも短いため、有権者の手元に届いてから、その公報を見る時間が短いこと。本町での国や県の選挙公報の配布は、町内会等の協力によって配布されており、町長選挙や町議会選挙の公報配布まで依頼するには、町内会等への負担の増加となることから、配布方法について検討が必要であること。実際に選挙公報を発行している地方公共団体において、「配布する期間が短いこと」や「配布が遅いこと」など、苦情があり改善点があること。などの検討課題があると考え、以上のことから、委員会において採決した結果、お手元に配付されております「陳情審査報告書」のとおり、「不採択」と決定いたしました。

以上、報告いたします。

### ○議長（百目木和俊君） 以上で、委員長の報告を終わります。

委員長は、そのままお待ちください。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

郷州委員長は、降壇願います。（郷州委員長降壇）

これより陳情第1号について討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

これをもって討論を終了いたします。

これより、陳情第1号 階上町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める陳情書の件を採決いたします。

お諮りいたします。

この陳情は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は階上町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行に関する条例の制定を求める陳情書の件は、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

### ◎議会案第1号議題、採決

○議長(百目木和俊君) 日程第8、議会案第1号 階上町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての件を、議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議会案第1号は、議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は、省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は、省略することに決定いたしました。

これより議会案第1号 階上町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議会案第2号議題、採決

○議長(百目木和俊君) 日程第9、議会案第2号 子ども医療費無償化制度の創設を求める意見書についての件を、議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議会案第2号は、議員発議でありますので、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は、省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、委員会付託、質疑及び討論は、省略することに決定いたしました。

これより議会案第2号 子ども医療費無償化制度の創設を求める意見書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(百目木和俊君) 日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第七十五条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長(百目木和俊君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全

部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長（荒谷憲輝君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） はい。（町長登壇）

それでは閉会にあたりまして、ご挨拶、申し上げます。

去る3月3日開会の本定例会も、本日をもって閉会となります。議員各位には、ご提案申し上げました議案につきまして、原案のとおり、議決を賜り、厚くお礼申し上げます。

議決いただきました、議案の執行にあたりましては、万全を期してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、議員各位におかれましては、現任期において最後の定例会となりますが、今後におかれましてもそれぞれの次の目標に向かって、更なるご健勝、ご活躍、そしてまた町政運営にご尽力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。閉会にあたっての挨拶といたします。ありがとうございました。（町長降壇）

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（百目木和俊君） これにて、令和5年第1回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前11時18分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長      百目木 和 俊

会議録署名議員      小 坂 正 年

会議録署名議員      下 沢 育 男